

# JSCM

Japan Society of Care Management

一般社団法人

日本ケアマネジメント学会

## 平成 24 年度 第 1 回社員総会

日時:平成 24 年 7 月 14 日(土) 9:00~10:00

会場:広島国際会議場 地下2階「ラン」

(広島市中区中島町)

一般社団法人日本ケアマネジメント学会

**平成 24 年度第 1 回社員総会開催要綱**

日 時；平成 24 年 7 月 14 日（木） 09 時 00 分～10 時 00 分  
会 場；広島国際会議場 地下 2 階 「ラン」

- 第 11 回研究大会・大会長挨拶
  - 1 理事長挨拶
  - 2 議長選出（「定款」第 20 条の規定により理事長とする。）
  - 3 議事録署名人の選出（「定款」第 24 条第 2 項の規定により 2 名を選任する。）
  - 4 議題
    - (1) 審議事項
      - 第 1 号議案 平成23年度事業報告（案）及び収支決算（案）について  
(資料 1)・・・・・・・・ 1 頁
      - 第 2 号議案 平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）について  
(資料 2)・・・・・・・・ 39 頁
      - 第 3 号議案 監事の辞任に伴う選任（案）について（資料 3）・・・・・・・・ 55 頁
      - 第 4 号議案 一般社団法人日本ケアマネジメント学会理事及び監事候補者  
選出規則（案）並びに理事選挙投票要領（案）の制定について  
(資料 4)・・・・・・・・ 59 頁
      - 第 5 号議案 認定ケアマネジャー制度規則の一部改正（案）について  
(資料 5)・・・・・・・・ 63 頁
    - (2) 報告事項
      - ア 東日本大震災被災会員に対する義援金の配分について（資料 6）・・・・ 66 頁
      - イ 今後の役員及び代議員の選出予定時期について（資料 7）・・・・ 67 頁
      - ウ 日本ケアマネジメント学会「第13回研究大会」及び「第14回研究大会」  
開催予定について（資料 8）・・・・ 68 頁
      - エ 平成24年度国庫補助金事業について（資料 9）・・・・ 69 頁
  - 5 第 12 回研究大会（大阪開催）について
    - 【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81 頁
      - 1. 一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款
      - 2. 日本ケアマネジメント学会会則
      - 3. 認定ケアマネジャー制度規則、認定規則細則、資格更新細則  
平成24年度認定ケアマネジャー資格認定要領及び資格更新要領
      - 4. 各年度末現在の会員数の推移
      - 5. 会員の状況（平成24年 7 月 1 日現在）
      - 6. 役員名簿、代議員名簿



日本ケアマネジメント学会

## 平成 24 年度定例総会開催要綱

(対象事業年度；平成 23 年 4 月 1 日～8 月 9 日)

日 時；平成 24 年 7 月 14 日（木） 12 時 00 分～13 時 00 分

会 場；広島国際会議場 地下 1 階 「フェニックスホール」

○ 第 11 回研究大会・大会長挨拶

1 理事長挨拶

2 議長選出

3 議事録署名人選任

4 議題

(1) 審議事項

平成 23 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

(資料 1) . . . . . 1 頁

(2) 報告事項

ア 第 1 回社員総会の結果について

(説明資料「平成 24 年度社員総会要項」)

イ 平成 24 年度学会の主な事業について

(説明資料同上)

5 第 12 回研究大会（大阪開催）について



一般社団法人日本ケアマネジメント学会

## 平成 23 年度事業報告書（案）

### 1. 一般社団法人への移行

法人化については、平成 23 年 6 月 16 日第 10 回研究大会時に開催した総会において、「一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款（案）」が承認されたことに伴い、7 月 22 日新宿公証人役場において定款の承認を受け、8 月 10 日東京法務局新宿出張所に届け出て登記を完了した。この日を以て、日本ケアマネジメント学会は、任意団体から一般社団法人に移行した。

このことに係る広報は、ホームページに橋本理事長名で「日本ケアマネジメント学会の一般社団法人への移行について」の挨拶を掲載すると共に、約 200 箇所の関係団体等へは、はがきによる周知を行った。また、この他に 10 月 10 日発行のニューズレターにホームページ掲載の理事長挨拶文を改めて掲載するなど幅広く広報に努めた。

### 2. 第 10 回研究大会及び平成 23 年度総会の開催

#### (1) 研究大会（東京都新宿区・京王プラザホテル開催）

開催日；平成 23 年 6 月 16 日（木）～17 日（金）

会 場；京王プラザホテル（東京都新宿区）

大会テーマ；新しい地域包括ケア体制とケアマネジメント

<第 1 日目の主な内容>（敬称略）

- 開会式（来賓・川又竹男厚生労働省老健局振興課長、中山政昭東京都福祉保険局高齢社会対策部長、中山弘子新宿区長、濱田和則日本介護支援専門員協会副会長）
- 大会長講演 大会長 田中 滋（慶應義塾大学大学院教授）  
演題；「地域包括ケアの実現に向けて～現場・経営・政策のコラボレーション～」  
座長；竹内 孝仁（国際医療福祉大学大学院教授）
- 記念講演 岡本 祐三（国際高齢者医療研究所 岡本クリニック院長）  
演題；「自宅でない『在宅』は可能か～介護方法論の課題～」  
座長；田中 滋（慶應義塾大学大学院教授）
- ワークショップ・I テーマ「地域包括支援センター」  
II テーマ「リハビリテーション」
- シンポジウム I  
テーマ；「地域包括ケアとケアマネジメント～安全・安心・健康を支えるシームレスケアを目指して～」  
座長；白澤政和（桜美林大学大学院教授）  
シンポジスト； 辻 哲夫（東京大学高齢社会総合研究機構教授）

落久保裕之（落久保外科循環器科クリニック院長）

神谷 良子（NPO法人神戸ライフ・ケア協会理事長）

宮島 香澄（日本テレビ解説委員）

□ シンポジウムⅡ

テーマ；「新しい暮らしの場の創造～高齢者のニーズに合わせた住まい・住まい方を考える～」

座長；関田 康慶（東北大学大学院教授）

シンポジスト； 園田真理子（明治大学理工学部教授）

高砂 裕子（社団法人南区医師協会居宅介護支援センター  
管理者）

長谷川高志（群馬大学医学部講師）

指定討論者； 佐藤 珠美（社会福祉法人札幌山の手リハビリセンター  
居宅介護支援事業所栄町所長）

□ 一般口演 第1分科会～第4分科会 24 演題

□ ポスターセッション 第1分科会～第3分科会 13 演題

□ ミニ研修

テーマ；「介護支援専門員に対するスーパービジョン/OJTのあり方を考える」

座長；前沢 政次（京極町国保病院） 白澤 政和（桜美林大学大学院教授）

調査研究報告；吉江 悟（東京大学）

パネリスト；羽石 芳恵（東京都介護福祉士会コア）

奥田 龍人（医療法人溪仁会）

白木 裕子（株式会社フジケア）

学識経験者；野中 猛（日本福祉大学社会福祉学部教授）

<第2日目の主な内容>（敬称略）

□ 一般口演 第5分科会～第7分科会 20 演題

□ ポスターセッション 第4分科会～第6分科会 9 演題

□ ランチョンセミナー

① 居宅介護支援事業所を軸に据えた地域包括ケアシステム

～やさしい手のチャレンジ～

株式会社 やさしい手

② ケアマネジャーのための福祉用具に関する保険者の最新動向

～福祉用具個別援助計画書を活用して～

株式会社 ヤマシタコーポレイション

③ ケアマネジャーのための福祉用具講座～床ずれの原因となる身体にかかる圧

の対策、ベッドと周辺機器の効果的で安全な使い方～

株式会社 モルテン

- 公開講座（共催；公益財団法人 在宅医療助成勇美記念財団）  
 テーマ； 「地域包括ケアと在宅医療～ケアマネジメントの新たな役割～」  
 座 長； 田城 孝雄（順天堂大学スポーツ健康科学部教授）  
           遠藤 英俊（国立長寿医療研究センター）  
 なお、共催の公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団からの助成により、順調な大会運営を行うことができた。
- 基調講演  
 演 題；「介護保険法改正について～地域包括ケアと在宅医療推進のために～」  
 講 師；宮島 俊彦（厚生労働省老健局長）
- 特別シンポジウム  
 シンポジスト； 苛原 実（医療法人社団実幸会いらはら診療所理事長）  
                   中澤 伸（社会福祉法人いきいき福祉会副総合施設長）  
                   宮島 俊彦（厚生労働省老健局長）  
                   安井 由枝（社団法人尾道市医師会介護保険サービスセンター  
   やすらぎ）
- 閉会式
  - ◎ 発表論文
 

一般口演	7 分科会	44 演題
ポスターセッション	6 分科会	22 演題
計		66 演題
  - ◎ 大会参加者
 

会 員		420 名
非会員		171 名
学 生		34 名
小 計		625 名
その他（来賓及び招待者等）		57 名
計		682 名

## （2）平成 23 年度総会

### 議題 審議事項

- ① 一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款（案）について（承認）
- ② 平成 22 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について（承認）
- ③ 平成 23 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について（承認）
- ④ 会則第 5 条一部改正（案）及び名誉会員候補の提案並びに「名誉会員規定」（案）の制定について（承認）

### 報告事項

- ① 平成 22 年度認定ケアマネジャー資格試験実施結果及び資格更新結果について



- ② 平成 23 年度認定ケアマネジャー資格試験実施計画及び資格更新実施計画について
- ③ 東日本大震災への対応について
- ④ 日本ケアマネジメント学会第 11 回研究大会開催について

### 3. 学会誌「ケアマネジメント学」第 10 号の発行

発行日；平成 24 年 3 月 20 日

規 格；B 5 版 90 頁 発行部数 2, 350 部

主な内容（敬称略）

巻頭言：改めて考えてみたい「ケアマネジメントとはなにか」

（大正大学名誉教授 橋本 泰子）

特 集；ケアマネジメントと政策・制度

- ① 介護保険制度のなかのケアマネジメント

（大阪大学大学院 堤 修三）

- ② 地域包括ケアの課題

（立教大学 服部万里子）

- ③ ケアマネジメント研修の政策と展望

（京極町国民健康保険病院 前沢 政次）

論 壇：ターミナルケア

- ① ターミナルケアについて考える～医師の視点での Care management-based Medicine の考察～

（落久保外科循環器科クリニック 落久保裕之）

- ② 施設における看取り介護の課題

（特別養護老人ホーム白寿苑 山内 恵美）

原著論文：介護支援専門員によるインフォーマル・サポートに関する  
情報把握とその関連要因

（橋本 力、岡田 進一、白澤 政和）

実践・事例報告；

高齢者の地域生活支援におけるケアマネジメント実践シートの作成

（相山 馨）

海外のケアマネジメントの動向；

フィンランドの高齢者ケアマネジメント～認知症の人と

家族への早期支援～

（佐藤美恵子）

書 評：① 私の四つのお願い

（奥西 栄介）

- ② コンセンサス・ビルディング入門～公共政策の交渉と

合意形成の進め方

（亀井 智子）

#### 4. 学会機関誌「ニューズレター」の発行と広報活動

##### (1) 第20号

発行日；平成23年10月10日

規格；A3版二つ折り 8頁 発行部数 2,500部

主な内容（敬称略）

- ・論壇「限界を定めない在宅生活、限界を見極める在宅医療」  
（落久保外科循環器科クリニック 落久保裕之）
- ・第10回研究大会報告（大会長 慶應義塾大学大学院 田中 滋）
- ・理事会、総会報告
- ・一般社団法人への移行について
- ・認定ケアマネジャーの会総会・研修報告
- ・スキルアップ研修の各地での実施を願う
- ・第1回ケアマネジメントスキルアップ研修報告
- ・会員の声
- ・本の紹介
  - ◆「ケアマネジメントの言論」  
高齢者と家族に対する相談支援の原理と実践方法 岡田進一著
  - ◆「変容を生み出すナースの寄り添い」 遠藤恵美子監訳

##### (2) 第21号

発行日；平成24年3月20日

規格；A3版二つ折り 8頁 発行部数 2,600部

主な内容（敬称略）

- ・論壇「ケアマネジメントの変貌と将来への展望」  
（東北大学大学院経済学研究科教授 関田康慶）
- ・第11回研究大会のご案内（大会長 落久保裕之）
- ・正念場のケアマネジメント（厚生労働省老健局振興課長 川又竹男）
- ・認定ケアマネジャーの会主催研修会報告  
（認定ケアマネジャーの会理事 神谷良子）
- ・認定ケアマネジャーの会提言  
「今後の主任介護支援専門員のあり方について」  
（認定ケアマネジャーの会会長 白木裕子）
- ・平成23年度認定ケアマネジャー試験合格者一覧
- ・理事会報告
- ・会員の声
- ・本の紹介◆「思考の老化」をどう防ぐか 和田秀樹著  
◆「ケアマネべんり手帳」 本間清文監修

### (3) ホームページの改善の検討

学会創設以来開設してきたホームページは、見やすく且つ迅速な情報提供が出来るよう改善が必要となったため、検討を行った結果コスト面においても新たに委託業者の選定を行う必要が生じた。このため今年度は、理事会の承認を得て新たなホームページを企画立案し、複数の業者から見積を徴して入札価格を中心に業者を選定した。このホームページのリニューアルは、新年度から実施し一層の広報活動の充実化を図ることとした。

## 5. 認定ケアマネジャー制度の円滑な運営

### (1) 資格試験の実施

受験申請者：84名（会員47名、非会員37名）

書類審査合格者：82名（会員45名、非会員37名）

試験日；平成23年11月12日(土)～13日(日)

試験会場；東医健保会館

試験結果；受験者数81名（会員45名、非会員36名）

合格者数64名（会員38名、非会員26名）（合格率79.0%）

登録認定証の交付；平成23年12月5日(有効期間24.4.1～29.3.31)

### (2) 認定資格更新の実施

更新対象者数；94名（平成18年度資格取得者）

更新者数；57名

更新申請辞退者数等；37名（更新申請辞退者1名、未申請者24名、退会等12名）

### (3) 認定ケアマネジャーの会事業活動の支援

次の事業の支援を行った。

- ① 総会開催（平成23年6月17日・第10回研究大会開催時）
- ② スーパーバイザー養成講座（基礎編、応用編、実践編2回）
- ③ フォローアップ研修（1回）
- ④ 全体研修会（1回定例総会開催時・全会員対象）
- ⑤ 学会発表支援塾研修会（入門編、実践編2回）
- ⑥ 運営委員会の開催（4回）

## 6. 地区別シンポジウムの開催

平成23年度は、未実施。

## 7. 研究事業の推進

平成22年度から国庫補助事業の要綱が改正され、任意団体は国庫補助金の申請が出来なくなったことにより、過去2年継続してきた事業が未達成のまま中断することになる

ため、法人格を有する団体の協力を得て平成 22 年度及び 23 年度の 2 年間当該法人に事業継続を依頼した。学会では、研究活動推進委員会委員 4 名の他 12 名が参加し研究に加わった。

テーマ；「介護支援専門員のスーパービジョン実践としての地域における O J T 実践に関する研究」（「実績報告書」別冊参照）

## 8. 理事会の開催（4 回）

### 【第 1 回】

日時；平成 22 年 5 月 19 日（木）

場所；アルカディア市ヶ谷

議事；審議事項

- ① 平成 22 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について(承認)
- ② 平成 23 年度事業計画(案)及び認定ケアマネジャーの会収支予算書の一部修正について(承認)
- ③ 一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款(案)について(条件付承認)
- ④ 東日本大震災に対する学会の対応について(承認)
- ⑤ 第 10 回研究大会実施計画について(承認)
- ⑥ 第 10 回研究大会時の「第 2 回理事会・評議員会」「平成 23 年度総会」及び「認定ケアマネジャーの会総会等」の開催について(了承)
- ⑦ 認定ケアマネジャー制度規則に基づく「資格認定委員会」の人事(案)及び資格認定委員会の委員会名称の整理等について(了承)
- ⑧ 平成 23 年度認定ケアマネジャー資格認定要領(案)及び資格更新要領(案)について(承認)
- ⑨ 日本介護支援専門員協会「理事」の推薦依頼について(推薦者決定)
- ⑩ 名誉会員に関わる会則の一部改正(案)について(承認)

報告事項

- ① 理事会・委員会活動について
- ② 第 11 回研究大会（広島開催）実施計画(案)について
- ③ 第 12 回研究大会（大阪開催）日程変更と大会長の決定について
- ④ 平成 22 年度・「介護支援専門員に対するスーパービジョンのあり方に関する調査研究」事業実績報告について

(平成 22 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業・主体事業者「株式会社フジケア」)

- ⑤ 会員入退会状況について

### 【第 2 回】評議員会と合同開催

日時；平成 23 年 6 月 16 日（木）

場所；京王プラザホテル 47階 あおぞら

議事；審議事項

- ① 第1号議案 一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款（案）について（承認）
- ② 第2号議案 平成22年度事業報告（案）及び収支決算（案）について（承認）
- ③ 第3号議案 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（承認）
- ④ 第4号議案 会則第5条一部改正（案）及び名誉会員候補の提案並びに「名誉会員規定」の制定について（承認）

報告事項

- ① 平成22年度認定ケアマネジャー試験実施結果及び認定資格更新審査結果について
- ② 平成23年度認定ケアマネジャー試験実施計画及び認定資格更新実施計画について
- ③ 東日本大震災への対応について
- ④ 日本ケアマネジメント学会第11回研究大会開催について

### 【第3回】

日時；平成23年月11月29日（火）

場所；アルカディア市ヶ谷

議事；審議事項

- ① 学会のあり方の検討（継続）
- ② 一般社団法人への移行の周知等について（了承）
- ③ 理事会の書面決議の結果及び今後の方向性における要処理課題について
- ④ 認定ケアマネジャー試験及び認定資格更新結果並びに認定ケアマネジャー試験の受験者範囲の拡大及び制度規則等の一部改正について（試験結果了承・受験者範囲等は継続審議）
- ⑤ 平成24年度第11回研究大会（広島開催）実施計画について（了承）
- ⑥ 平成24年度研究事業補助金の申請について（了承）

報告事項

- ① 第10回研究大会開催報告
- ② 第12回研究大会概要
- ③ 認定ケアマネジャーの会報告
- ④ 学会ホームページリニューアル委託業者選定

### 【第4回】

日時；平成24年3月5日（月）

場所；桜美林大学四谷キャンパス

第1部 学会のあり方の検討（集中審議）

継続審議

## 第2部 第4回理事会

### 議事；審議事項

- ① 平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（一部修正承認）
- ② 事業委員会の活動計画（案）について（了承）
- ③ 平成24年度認定ケアマネジャー試験実施計画（案）及び資格更新実施計画（案）について（了承）  
認定資格試験受験範囲の拡大について（承認）
- ④ 平成24年度国庫補助事業協議について（継続審議）
- ⑤ 日本老年学会理事会の結果について（了承）
- ⑥ 定款第11条第1項（1）号による「会費3年未納者の資格喪失」について（承認）
- ⑦ 学会HPリニューアルについて（了承）
- ⑧ 平成26年度開催「第13回研究大会」について（現状の報告）

### 報告事項

- ① 第11回研究大会推進状況について
- ② 第12回研究大会について
- ③ 諸規程に対する意見について
- ④ 井形昭弘前理事長の日本老年学会名誉会員の決定について
- ⑤ 日本老年学会監事の推薦について
- ⑥ 義援金の配分について

## 9. 平成23年度評議員会の開催（第2回理事会と合同—7頁参照）

日時；平成23年6月16日（木）

場所；京王プラザホテル

議事；第2回理事会と同一議題について決議と報告を行った。

## 10. 会員の増強対策

学会の運営は、会員の会費収入を拠り所としていて、会員を増強していくことは重要な課題である。理事会においては、この課題を含む「学会のあり方検討」を議題とし、第3回理事会において議論を行い、出された意見の集約の上に立って第4回理事会では別に時間を設定しこの議題に限定して検討を重ね、今後の方向性を取りまとめ次年度から実行に努めることとした。

また、平成23年度の会員増強に対する具体的な実施は、役員、評議員から入会の呼び掛けを行う他、「学会案内」及び「学会入会のご案内」等のチラシを研究大会及び諸研修会参加者に配布するなどによる広報に努めた。

一方、入会の対極にある退会者に対する対策は、これまで特に執られて来なかった。その反省の上に立って今後、会費未納により退会する者を少しでも減らすよう退会防止

の対策が必要であることからこの課題にも取り組むこととなった。

## 11. 委員会業務

学会業務の運営については、平成 22 年 11 月 4 日の新役員による初回理事会においてこれまでの理事による業務担当制が見直され、既定の委員会を含め次の 7 委員会とし、理事全員が 1 委員会以上に所属して業務を担当することになり、定款 45 条に委員会設置が規定された。

1. 総務会（①渉外委員会、②企画委員会、③財政健全化委員会、④会員委員会）
2. 研究活動推進委員会 3. 研修委員会 4. 広報委員会 5. 学会誌発行委員会
6. 資格認定制度検討委員会 7. 認定ケアマネジャー活動推進委員会

平成 23 年度は、前年に引き続き委員会活動計画を明確にして委員会相互の連携を図り、事業を推進した。また、「委員会設置規程」及び「委員会運営要領」が、平成 24 年 3 月 5 日開催の第 4 回理事会で承認され同日付で施行となった。

総務会を除く委員会の具体的な活動は、次のとおりである。

### (1) 研究活動推進委員会

前年度どおり、本報告書事項 7（6 頁）の研究活動に協力を行ったほか、6 月開催の研究大会においては、研究結果に基づく「介護支援専門員に対するスーパービジョン/OJT のあり方を考える」のミニ研修を開催した。

### (2) 研修委員会

研修委員会は、平成 23 年 7 月 2 日に平成 23 年度第 1 回ケアマネジメントスキルアップ研修を、研修テーマ「認知症の人のケアマネジメント」により次のとおり開催した。

①会場；聖路加看護大学 3 階 302 講義室（敬称略）

②講演；◇「認知症その診断・治療とコンセンサスベースストアプローチ」

講師・梶原診療所在宅サポートセンター長 平原佐斗司

◇ 看護系ケアマネジャーの実践から

「認知症の人を中心としたケアマネジメントのプロセス」

講師・新生会多機能型福祉施設いきり苑施設長 山形しづ子

◇ 社会福祉系ケアマネジャーの実践から

「認知症の人を中心とした社会資源の活用とケアマネジメントのプロセス」

講師・結城クリニック石神井訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

管理者 小島 操

③パネルディスカッション

「認知症の人のケアマネジメントお悩み相談」

司会・亀井智子（聖路加看護大学教授・研修委員会委員長）

高砂裕子（社南区医師協会居宅介護支援センター管理者・研究委員

会委員)

④参加者 81名 内受講者73名(受講申込84名)

(3) 広報委員会

広報委員会は、本報告書4項(4頁)のとおり学会機関誌「ニューズレターNo.20、21」を発行した。

(4) 学会誌発行委員会

学会誌発行委員会は、本報告書3項(4頁)のとおり「ケアマネジメント学No.10」を発行した。

(5) 資格認定制度検討委員会

資格認定制度検討委員会は、「認定ケアマネジャー制度規則」第5条に基づく資格認定委員会の実施計画の委員会開催及び認定試験実施に併せ合同会議を開催するなど当該制度の問題点等の検討を進めている。

なお、会議のみならず本報告書5項(1)及び(2)(5頁)の事業に直接関与している。

## 12. 東日本大震災の対応

3月11日に発生した「東日本大震災」への対応については、

- ① 災害救助法適用市町村に在住する会員に対し、平成23年度年会費の免除措置を講じた他、当該地域に在住する会員については、その安否と併せて被災状況を通信及び安否確認の出来た者から聞き取りにより72名の確認を行った。
- ② 会員被災者のための「義援金振込受取口座」(ゆうちょ銀行)を開設した(口座番号00110-9-655389・口座名称 日本ケアマネジメント学会)。配分は、住宅被害を中心に行うこととした。
- ③ その他会員に対する情報提供等を行った。

以上



## 平成 23 年度 認定ケアマネジャーの会 事業報告（案）

### 1. 事業報告の概要

平成 23 年度認定ケアマネジャー資格認定試験に 64 名（内非会員 26 名）合格し、認定ケアマネジャー総数は 708 名となった。その内、認定ケアマネジャーの会（以下本会という）の会員は 531 名となった。

平成 23 年度は、これら会員を対象に、スーパーバイザー養成講座の内容を見直し、より実践的な講座として充実させ開催した。第Ⅴ期の全課程修了者は 32 名である。当該養成講座を通じて、質の高いケアマネジメントが実践できるようケアマネジャーの養成に努めた。また、スーパーバイザー養成講座全課程修了者に対する第Ⅲ回フォローアップ研修を行い、継続的な支援を行なった。

一方、本会においては、学会主催研究大会等へ積極的に参加し、広く認定ケアマネジャーの制度について理解が得られるよう活動を行なった。

その他、「介護支援専門員に対するスーパービジョンのあり方に関する研究」をテーマとする研究事業に参画し、ケアマネジメントにおけるスーパービジョンのあり方について実践者の立場から同事業の推進に協力した。

### 2. 事業内容

#### （1）総会の開催

開催日時：平成 23 年 6 月 17 日（金）

場 所：東医健保会館（信濃町）

参加者数：122 名

議 題：ア.平成 22 年度事業報告及び収支決算について（承認）

イ.平成 23 年事業計画及び収支予算について（承認）

ウ.その他報告事項

#### （2）研修事業の実施

ア. スーパーバイザー養成講座の開催

##### （ア）第Ⅴ回基礎編

開催日時：平成 23 年 4 月 23 日（土）～24 日（日）

場 所：東京セミナー学院

参加者数：41 名

内 容：「自立支援のケアマネジメントについて」

講師 竹内 孝仁（国際医療福祉大学大学院教授）

「ケアマネジャーの姿勢と認定ケアマネジャーに期待するもの」

講師 橋本 泰子（大正大学名誉教授）

「大規模災害とケアマネジメント～認定ケアマネジャーに求められること～」

講師 服部 万里子（立教大学教授）

(イ) 第Ⅴ回応用編

開催日時：平成 23 年 7 月 30 日（土）～31 日（日）

場 所：東京セミナー学院

参加者数：36 名

内 容：「ストレングスモデルのケアマネジメント」

講師 白澤 政和（大阪市立大学大学院教授）

「スーパービジョンの実態、グループスーパービジョンの事例検討会、グループスーパービジョンの実践」

講師 認定ケアマネジャーの会理事

(ウ) 第Ⅴ実践編

開催日時：平成 23 年 9 月 17 日（土）～18 日（日）

平成 23 年 10 月 22 日（土）～23 日（日）

場 所：東医健保会館（東京 信濃町）

参加者数：32 名

内 容：「スーパービジョンの実際、スーパーバイザーの役割とバイザーの役割の実際、ピュアスーパービジョンの実際」

講師 認定ケアマネジャーの会理事

「ケース検討会議の理論と実際について〈演習等〉」

講師 野中 猛（日本福祉大学教授）

イ. 第Ⅲ回フォローアップ研修の開催

開催日時：平成 23 年 8 月 20 日（土）～21 日（日）

場 所：東京セミナー学院

参加者数：22 名

内 容：「事例検討の理論と実際〈演習等〉」

講師 認定ケアマネジャーの会理事

「スーパービジョンの実際」

講師 野中 猛（日本福祉大学教授）

ファシリテータ 認定ケアマネジャーの会理事

ウ. 第Ⅲ回全体研修会の開催

開催日時：平成 23 年 6 月 17 日（金）

場 所：東医健保会館（信濃町）

参加者数：190 名（内会員 119 名）

内 容：「ケアマネジャーの対人援助技術を鍛える」

講師 奥川 幸子（対人援助職トレーナー、フリーランス）

エ. 「学会発表支援塾」

（ア）第Ⅲ回入門編

開催日時：平成 24 年 1 月 21 日（土）～22 日（日）

場 所：愛知青年会館

参加者数：27 名

内 容：学会発表のための事例研究について事例の選定等の視点など、学会発表のイロハを学ぶ事例のまとめ方の視点・考察の視点など

講師 福富 昌城（花園大学教授）

認定ケアマネジャーの会理事

（イ）第Ⅲ回実践編（1）

開催日時：平成 23 年 3 月 10（土）～11 日（日）

場 所：愛知青年会館

参加者数：27 名

内 容：発表のエントリー・抄録作成の実際、学会発表原稿作成の実際

講師 認定ケアマネジャーの会理事

（3）「介護支援専門員に対するスーパービジョンのあり方に関する研究」事業の推進に協力した。

（4）認定ケアマネジャー資格試験受験者の募集活動等

前年度に引き続き、認定ケアマネジャー受験に関するチラシを配布して募集を行なうと共に、併せて合格した非会員に対し学会入会への PR に努めた。

（5）日本ケアマネジメント学会主催研究大会への参画及び学会が後援する地域の研究大会等の活動支援

本会は、活動の場の拡充を図るため、学会主催研究大会等の企画に積極的に参加し実行に加わり、本会が有する能力の発揮に努めた。本年度は次のような活動

を行った。

ア. 第10回研究大会の協力

大会の広報、実行委員会への参加、座長の協力を行なった。

イ. 第11回研究大会準備の協力

大会の広報、実行委員会への参加の協力を行った。なお、当研究大会への協力は、平成24年7月14日・15日開催まで継続する。

ウ. 第12回研究大会準備の協力（平成25年6月5日・6日 大阪の予定）

大会の広報を行う。今後は講演、座長などの協力をする。

(6) アンケートの実施

認定ケアマネジャーを対象とした主任介護支援専門員に関する意識調査を行い、平成23年介護保険法等の改定に対し要望の取りまとめを行った。

(7) その他の活動（本年度における理事の学会諸委員会担当状況）

本会の理事は、次の委員会等の委員に専任されたことを受けて、学会運営に協力した。

ア. 日本ケアマネジメント学会理事（白木、高砂）

イ. 日本ケアマネジメント学会評議員（奥田、神谷、柴山、山崎）

ウ. 日本ケアマネジメント学会広報委員（高砂）

エ. 認定ケアマネジャー試験委員（白木、柴山、山崎、羽石）

オ. 認定ケアマネジャー試験資格認定委員（奥田、高砂）

カ. 第10回日本ケアマネジメント学会研究大会実行委員会委員（高砂、柴山、羽石）

キ. 第11回日本ケアマネジメント学会研究大会実行委員会委員（白木）

(9) 理事会の開催状況

第1回 平成23年8月7日（土）（白木・高砂・奥田・神谷・柴山、羽石）

議題：ア. 新メンバー仕事分担

イ. スーパーバイザー養成講座の見直し

ウ. 学会発表支援塾の見直し

エ. 全体研修会内容の決定

オ. 調査研究について

カ. その他

第2回 平成23年9月17日(土)(白木・高砂・奥田・神谷・柴山・山崎、佐藤、  
羽石)

- 議題：ア. スーパービジョンの繰り返し研修について  
 イ. 研修時の事務局応援のあり方について  
 ウ. 今年度の調査研究について  
 エ. 主任研修提言について  
 オ. その他(主任ケアマネジャーアンケートの整理について)

第3回 平成24年2月4日(土)(白木・神谷・佐藤・羽石)

- 議題：ア. 24年度の研修について  
 イ. 調査研究について  
 ウ. 講師・広島大会のシンポジスト依頼について  
 エ. 24年度介護報酬改定へのパブリックコメントについて  
 オ. 「ケアマネジャー」の連載について

《理事名簿》

\*役職ごとア行エ順

役職	氏名	所 属
会長	白木 裕子	(株)フジケア
副会長	神谷 良子	(NPO)神戸ライフ・ケア協会
副会長	高砂 裕子	(社)南区医師協会居宅介護支援センター
理事	奥田亜由子	日本福祉大学 非常勤講師
理事	神谷 良子	(特)神戸ライフ・ケア協会
理事	佐藤 珠美	(福)札幌山の手リハビリセンター 居宅介護支援事業所栄町
理事	柴山志穂美	杏林大学保健学部看護学科 看護養護教育学専攻
理事	羽石 芳恵	東京都介護福祉会 コア
理事	山崎 弘子	ライフクリエイティブオフィス(株) 孫子老ケアプランセンター
事業監査	安井 由枝	尾道市医師会 介護保険 サービスセンター やすらぎ
会計監査	斉藤 律子	(医)東筑病院 居宅介護ケアプラン室

平成23年度 任意団体 日本ケアマネジメント学会 決算書  
(案)

- 1 任意団体 収支計算書 総括表
- 2 任意団体 一般会計 収支計算書
- 3 任意団体 認定ケアマネジャーの会 収支計
- 4 任意団体 貸借対照表 総括表
- 5 任意団体 一般会計 貸借対照表
- 6 任意団体 認定ケアマネジャーの会 貸借対照表
- 7 任意団体 財産目録(全体)

1. 平成23年度 任意団体収支計算書 総括表(案)  
(平成23年4月1日から平成23年8月9日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアマネの会	内部収支消去	合 計
資金収入	6,651,197	2,603,130	0	9,254,327
資金支出				
事業費	2,104,521	2,094,714	0	4,199,235
事務費	4,632,185	152,425	0	4,784,610
予備費	0	0		0
資金支出 計	6,736,706	2,247,139	0	8,983,845
任意団体収支差額	△ 85,509	355,991	0	270,482
正味財産増減額				
任意団体収支差額	△ 85,509	355,991	0	270,482
運営積立預金取崩額	0	0	0	0
任意団体正味財産増減額	△ 85,509	355,991	0	270,482
前期繰越正味財産額	26,463,034	1,510,392	0	27,973,426
新法人引渡正味財産額	26,377,525	1,866,383	0	28,243,908

## 2.任意団体 平成23年度 一般会計 収支計算書 (案)

(平成23年4月1日から平成23年8月9日まで)

(単位:円)

科 目	23年度予算額	年間予算に基づく 期間指標額	任意団体決算額	摘 要
<b>〔資金収支の部〕</b>				
<b>資金収入の部</b>				
<b>1 会費収入</b>	18,728,000	6,243,000	5,761,000	
<b>2 認定試験審査料収入</b>	4,886,000	880,000	657,280	
<b>3 認定資格更新等収入</b>	340,000	0	15,000	
<b>4 学会主催研修収入</b>	0		127,000	スキルアップ研修
<b>5 事務委託費収入等</b>	848,000	0	0	
<b>6 雑収入</b>	10,000	0	90,917	抄録集、学会誌頒布料、預金利息
<b>7 特定預金取崩収入</b>	639,000	0	0	
資金収入 合計	25,451,000	7,123,000	6,651,197	
<b>資金支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	13,826,000	2,909,000	2,104,521	
1) 理事会等運営費	848,000	60,000	66,800	理事会等開催費
2) 旅費交通費	846,000	282,000	260,490	会議等出席旅費
3) 研究大会助成費等	1,800,000	1,100,000	249,126	印刷事務費226千円
4) 認定ケアマネジャー試験費	4,000,000	400,000	427,585	会議費 27千円、委員謝金 45千円 委員旅費 299千円、その他事務費 56千円
5) 認定資格更新等費	50,000	0	0	
6) 学会誌発行費	2,042,000	0	0	
7) シンポジウム等開催費	300,000	0	0	
8) 研究事業推進費	100,000	50,000	0	
9) 諸謝金	223,000	0	200,000	
10) 講師等派遣旅費	100,000	100,000	0	
11) 機関紙ニュースレター発行費	966,000	0	12,000	
12) 広報費	100,000	100,000	31,920	
13) ホームページ作成費	200,000	70,000	0	
14) 通信運搬費	370,000	120,000	182,779	郵送料等
15) 事業人件費	1,881,000	627,000	426,000	
16) 学会主催研修費	0	0	247,821	
<b>2 事務費</b>	11,625,000	3,869,000	4,632,185	
1) 事務費人件費	7,959,000	2,653,000	3,033,641	職員給料、社会保険料等
2) 事務所費	2,500,000	833,000	998,172	事務所賃料、複合機リース料等
3) 会議費	40,000	13,000	31,579	
4) 旅費交通費	46,000	15,000	14,640	事務連絡交通費
5) 備品購入費	30,000	0	0	
6) 消耗品費	200,000	66,000	81,453	事務用消耗品費
7) 印刷製本費	10,000	10,000	0	
8) 通信運搬費	430,000	143,000	188,881	郵送料ほか
9) 光熱水料費	110,000	36,000	32,814	
10) 支払手数料	300,000	100,000	251,005	定款認証 登録費等 213千円
11) 雑 費	0	0	0	
12) 未収会費償却額	0	0	0	
<b>3 予備費</b>	0	0	0	
資金支出 合計	25,451,000	6,778,000	6,736,706	
当期・任意団体収支差額	0	345,000	△ 85,509	
<b>正味財産増減の部</b>				
運営積立預金取崩額	△ 639,000	0	0	
当期・任意団体正味財産増減額	△ 639,000	345,000	△ 85,509	
前期繰越正味財産額	26,890,173	26,890,173	26,463,034	
期末・新法人引渡正味財産額	26,251,173	27,235,173	26,377,525	



### 3.平成23年度任意団体 「認定ケアマネジャーの会」収支計算書(案)

(平成23年4月1日から平成23年8月9日まで)

(単位:円)

科 目	23年度予算額	年間予算に基づく 期間指標額	任意団体決算額	摘 要
<b>〔資金収支の部〕</b>				
<b>資金収入の部</b>				
会費収入	916,000	732,000	313,000	会員 432人
研修収入	4,230,000	1,316,000	1,774,500	事例検討会、スーパーバイザー養成講座(基礎・応用)、フォローアップ研修、全体研修会実施
一般会計繰入金	600,000	200,000	0	
雑収入	0	0	515,630	
資金収入 合計	5,746,000	2,248,000	2,603,130	
<b>資金支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	5,145,000	1,901,000	2,094,714	
1) スーパーバイザー養成講座費	2,050,000	957,000	970,295	
2) フォローアップ研修会費	500,000	0	136,360	
3) 全体研修会費	210,000	210,000	238,319	
4) 学会発表支援塾研修費	1,100,000	0	0	
5) 総会開催費	275,000	275,000	156,380	
6) 運営委員会開催費	550,000	133,000	199,028	
7) 事例検討会費	400,000	326,000	257,622	
8) アンケート実施費	60,000	0	136,710	
<b>2 事務費</b>	253,000	12,144	152,425	
1) 事務費	253,000	12,144	2,425	
2) 雑 費	0	0	150,000	300円×500名(東日本大震災義援金)
<b>3 事務委託費</b>				
事務委託費	348,000	0	0	
資金支出 計	5,746,000	1,913,144	2,247,139	
当期・任意団体収支差額	0	334,856	355,991	
前期繰越・正味財産額	1,510,392	1,510,392	1,510,392	
期末・新法人引渡正味財産額	1,510,392	1,845,248	1,866,383	

4. 平成23年度 任意団体貸借対照表 総括表  
(平成23年8月9日現在)

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアマネの会	内部貸借消去	合 計
流動資産	14,079,523	2,714,200	△ 986,817	15,806,906
固定資産	21,260,002	0	0	21,260,002
資 産 計	35,339,525	2,714,200	△ 986,817	37,066,908
流動負債	8,962,000	847,817	△ 986,817	8,823,000
負 債 計	8,962,000	847,817	△ 986,817	8,823,000
新法人引渡正味財産	26,377,525	1,866,383	0	28,243,908
負債・正味財産 計	35,339,525	2,714,200	△ 986,817	37,066,908

5. 平成23年度 任意団体一般会計 貸借対照表  
(平成23年8月9日現在)

(単位 : 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	23,796		
普通預金	10,749,910		
未収会費	2,009,000		
未収入金	0		
内部未収入金	296,817		
仮払金	1,000,000		
流動資産 合計		14,079,523	
2 固定資産			
備品	2		
敷金	660,000		
運営積立預金	20,600,000		
固定資産 合計		21,260,002	
資 産 合計			35,339,525
II 負債の部			
1 流動負債			
前受会費	8,264,000		
預り金	8,000		
内部未払金	690,000		
流動負債 合計		8,962,000	
負 債 合計			8,962,000
III 正味財産の部			
新法人引渡正味財産			26,377,525
(うち任意団体正味財産増減額)			(△85,509)
負債及び正味財産 合計			35,339,525

6. 平成23年度任意団体「認定ケアマネジャーの会」貸借対照表  
(平成23年8月9日現在)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
流動資産			
現 金	195,058		
普通預金	1,829,142		
内部未収入金	690,000		
流動資産 計		2,714,200	
資 産 合 計			2,714,200
II 負債の部			
1 流動負債			
前受会費	551,000		
預り金	0		
内部未払金	296,817		
流 動 負 債 計		847,817	
負 債 合 計			847,817
III 正味財産の部			
新法人引渡正味財産			1,866,383
(うち任意団体正味財産増減額)			(355,991)
負債及び正味財産 合計			2,714,200

## 7. 平成23年度 任意団体財産目録

(平成23年8月9日現在)

(単位 : 円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現 金 手許残高	218,854	
普通預金 みずほ銀行四谷支店	9,987,089	
普通預金 三菱東京 UFJ銀行麴町支店	762,821	
普通預金 ゆうちょ銀行認定ケアマネジャー口	1,829,142	
未収会費	2,009,000	
仮払金 第11回研究大会	1,000,000	
流動資産 合計		15,806,906
2 固定資産		
備品 パソコン2台	2	
敷金 事務所敷金	660,000	
運営積立預金		
みずほ銀行四谷支店	6,787,779	
三井住友銀行麴町支店	10,077,901	
三井住友銀行麴町支店	664,002	
ゆうちょ銀行普通預金	137,288	
ゆうちょ銀行学会会費口	2,192,150	
ゆうちょ銀行認定審査口	699,880	
ゆうちょ銀行学会研修口	41,000	
固定資産 合計		21,260,002
資 産 合計		37,066,908
II 負債の部		
1 流動負債		
前受会費 24年度年会費	15,000	
預り金	8,000	
流動負債 合計		23,000
負 債 合計		23,000
III 正味財産の部		
新法人引渡正味財産		37,043,908

# 監査報告書

日本ケアマネジメント学会  
理事長 橋本 泰子 殿

私たちは、会則第14条に基づき本会の平成23年4月1日から平成23年8月9日までの会計及び会務遂行の監査を行い、次のとおり報告します。


## 1 監査概要


- (1) 会計帳簿及び証拠書類の閲覧など必要な手続を実施しました。
- (2) 各種事業の実施状況を重点に、関係資料の閲覧など会務遂行の状況を調査しました。
- (3) 一般社団法人日本ケアマネジメント学会の設立に伴い、本会から同学会に承継させる財産及び債務を調査しました。

## 2 監査意見

- (1) 決算報告書（収支計算書、貸借対照表及び財産目録）は、会計帳簿の記載金額と一致し、本会の収支及び財産の状況を適正に示していると認めます。
- (2) 本会の会務は、法令並びに会則及び諸規程に従い、適正に遂行されていると認めます。
- (3) 本会が平成23年8月9日の会務終了時点で有するすべての財産及び債務が、一般社団法人日本ケアマネジメント学会に承継されたことを確かめました。

平成 24年 4月 26日

監 事 村尾 俊 明 

監 事 多 田 哲 夫 



平成23年度 一般社団法人日本ケアマネジメント学会 決算書  
(案)

- 1 一般社団法人 正味財産増減計算書 総括表
- 2 一般社団法人 一般会計 正味財産増減計算書
- 3 一般社団法人 認定ケアマネジャーの会 正味財産増減計算
- 4 一般社団法人 貸借対照表 総括表
- 5 一般社団法人 一般会計 貸借対照表
- 6 一般社団法人 認定ケアマネジャーの会 貸借対照表
- 7 一般社団法人 財産目録(全体)



1. 平成23年度一般社団法人 正味財産増減計算書 総括表  
(平成23年8月10日から平成24年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアマネの会	内部取引消去	合 計
経常収益	16,971,701	2,273,989	△ 448,000	18,797,690
経常費用				
事業費	7,890,248	2,397,740	△ 100,000	10,187,988
事務費	9,286,287	348,000	△ 348,000	9,286,287
予備費	0	0		0
経常費用 計	17,176,535	2,745,740	△ 448,000	19,474,275
経常増減額	△ 204,834	△ 471,751	0	△ 676,585
運営積立預金取崩額	△ 1,350,000	0	0	△ 1,350,000
新法人正味財産増減額	△ 1,554,834	△ 471,751	0	△ 2,026,585
任意団体引継正味財産額	26,377,525	1,866,383	0	28,243,908
正味財産 期末残高	24,822,691	1,394,632	0	26,217,323

2. 一般社団法人 平成23年度 一般会計 正味財産増減計算書 (案)

(平成23年8月10日から平成24年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	23年度予算額	年間予算に基づく期間指標額	一般社団法人 初年度決算額	摘 要
<b>経常収益</b>				会員数の増減 2,243人→2,228人(-15人) (入会 195 退会 210 )
1 会費収入	18,728,000	12,485,000	11,521,000	内訳:正会員 2,137 学生 86、賛助 5 未納退会者未収会費償却額 973千円 (22'172人 1,197千円、21'7人 56千円)
2 認定試験審査料収入	4,886,000	4,006,000	3,429,000	受験者数 84人(会員 47、非会員 37) 合格者数 64人(会員 38、非会員 26) 認定ケアマネジャーバッジ販売
3 認定資格更新等収入	340,000	340,000	270,000	資格更新対象者115人 更新57人
4 学会主催研修収入	0	0	0	
5 事務委託費収入等	848,000	848,000	348,000	①「認定ケアマネジャーの会」事務の受託 ②国庫補助金事業事務委託-未受託
6 雑収入	10,000	10,000	53,701	抄録集、学会誌頒布料、預金利息
7 運営積立預金取崩収入	639,000	639,000	1,350,000	運営積立預金の取崩額
経常収益 合計	25,451,000	18,328,000	16,971,701	
<b>経常費用</b>				
1 事業費	13,826,000	10,917,000	7,890,248	
1) 理事会等運営費	848,000	788,000	86,200	理事会等開催費
2) 旅費交通費	846,000	564,000	612,790	会議等出席旅費
3) 研究大会助成費等	1,800,000	700,000	494,800	老年学会分担金 394千円 認定ケアマネジャー会支援費 100千円
4) 認定ケアマネジャー試験費	4,000,000	3,600,000	3,231,899	会議費 300千円、委員謝金 603千円 委員旅費 2,290千円、その他事務費 38千円
5) 認定資格更新等費	50,000	50,000	0	
6) 学会誌発行費	2,042,000	2,042,000	1,782,772	No.10 90頁 2350部 印刷費他
7) シンポジウム等開催費	300,000	300,000	0	
8) 研究事業推進費	100,000	50,000	0	
9) 諸謝金	223,000	223,000	22,222	
10) 講師等派遣旅費	100,000	0	0	
11) 機関紙ニュースレター発行費	966,000	966,000	914,170	A4版 8頁 2,550部 年2回 印刷費ほか
12) 広報費	100,000	0	0	
13) ホームページ作成費	200,000	130,000	182,700	更新、管理料ドメイン移管費用
14) 通信運搬費	370,000	250,000	118,695	郵送料等
15) 事業人件費	1,881,000	1,254,000	444,000	
16) 学会主催研修費	0	0	0	
2 事務費	11,625,000	7,756,000	9,286,287	
1) 事務費人件費	7,959,000	5,306,000	6,516,320	職員給料、社会保険料等
2) 事務所費	2,500,000	1,667,000	1,434,562	事務所賃料、複合機リース料等
3) 会議費	40,000	27,000	0	
4) 旅費交通費	46,000	31,000	320	事務連絡交通費
5) 備品購入費	30,000	30,000	0	
6) 消耗品費	200,000	134,000	142,776	事務用消耗品費
7) 印刷製本費	10,000	0	0	
8) 通信運搬費	430,000	287,000	326,620	郵送料ほか
9) 光熱水料費	110,000	74,000	69,249	
10) 支払手数料	300,000	200,000	20,440	
11) 雑 費	0	0	0	
12) 未収会費償却額	0	0	776,000	未納退会者未収会費
3 予備費	0	0	0	
経常費用 計	25,451,000	18,673,000	17,176,535	
収支差額・経常増減額	0	△ 345,000	△ 204,834	
運営積立預金取崩額	△ 639,000	△ 639,000	△ 1,350,000	
正味財産増減額	△ 639,000	△ 984,000	△ 1,554,834	
前期繰越正味財産額	26,890,173			
任意団体引継正味財産額		27,235,173	26,377,525	
正味財産 期末残高	26,251,173	26,251,173	24,822,691	

### 3.平成23年度 一般社団法人「認定ケアマネジャーの会」正味財産増減計算書（案）

（平成23年8月10日から平成24年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	23年度予算額	年間予算に基づく期間指標額	一般社団法人 初年度決算額	摘 要
<b>経常収益</b>				
<b>会費収入</b>	916,000	184,000	627,000	会員 38人
<b>研修収入</b>	4,230,000	2,914,000	1,492,000	スーパーバイザー養成講座(実践)、フォローアップ研修、学会発表支援塾(入門・実践)実施
<b>一般会計繰入金</b>	600,000	400,000	100,000	
<b>雑収入</b>		0	54,989	
<b>経常収益 計</b>	<b>5,746,000</b>	<b>3,498,000</b>	<b>2,273,989</b>	
<b>経常費用</b>				
<b>1 事業費</b>	5,145,000	3,244,000	2,397,740	
1) スーパーバイザー養成講座費	2,050,000	1,093,000	986,609	
2) フォローアップ研修会費	500,000	500,000	367,691	
3) 全体研修会費	210,000	0	0	
4) 学会発表支援塾研修費	1,100,000	1,100,000	650,506	
5) 総会開催費	275,000	0	0	
6) 運営委員会開催費	550,000	417,000	277,778	
7) 事例検討会費	400,000	74,000	80,940	
8) アンケート実施費	60,000	60,000	34,216	
<b>2 事務費</b>	253,000	240,856	0	
1) 事務費	253,000	240,856	0	
2) 雑 費	0	0	0	
<b>3 事務委託費</b>				
事務委託費	348,000	348,000	348,000	人件費、光熱費、通信費、事務所費等 月29,000円×12月＝348千円
<b>経常費用 計</b>	<b>5,746,000</b>	<b>3,832,856</b>	<b>2,745,740</b>	
<b>収支差額・経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>△ 334,856</b>	<b>△ 471,751</b>	
前期・任意団体引継正味財産額	1,510,392	1,845,248	1,866,383	
正味財産 期末残高	1,510,392	1,510,392	1,394,632	

4. 平成23年度一般社団法人 貸借対照表 総括表  
(平成24年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアマネの会	内部貸借消去	合 計
流動資産	7,259,340	1,728,233	△ 262,601	8,724,972
固定資産	19,910,002	0	0	19,910,002
資 産 計	27,169,342	1,728,233	△ 262,601	28,634,974
流動負債	2,346,651	333,601	△ 262,601	2,417,651
負 債 計	2,346,651	333,601	△ 262,601	2,417,651
正味財産 計	24,822,691	1,394,632	0	26,217,323
負債・正味財産 計	27,169,342	1,728,233	△ 262,601	28,634,974

5. 平成23年度一般社団法人 一般会計 貸借対照表  
(平成24年3月31日現在)

(単位 : 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	41,848		
普通預金	4,558,891		
未収会費	2,396,000		
未収入金	0		
内部未収入金	262,601		
流動資産 合計		7,259,340	
2 固定資産			
備品	2		
敷金	660,000		
運営積立預金	19,250,000		
固定資産 合計		19,910,002	
資 産 合計			27,169,342
II 負債の部			
1 流動負債			
前受会費	39,000		
預り金	8,000		
未払金	2,299,651		
負債 合計		2,346,651	2,346,651
III 正味財産の部			
正味財産			24,822,691
(うち新法人正味財産増減額)			(△1,554,834)
負債及び正味財産 合計			27,169,342

6. 平成23年度一般社団法人 認定ケアマネジャーの会」貸借対照表  
(平成24年3月31日現在)

(単位 : 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
流動資産			
現 金	5,184		
普通預金	1,723,049		
流動資産 計		1,728,233	
資 産 合計			1,728,233
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	71,000		
内部未払金	262,601		
		333,601	
負 債 合計			333,601
III 正味財産の部			
正味財産			1,394,632
(うち新法人正味財産増減額)			(△471,751)
負債及び正味財産 合計			1,728,233

## 7. 平成23年度 一般社団法人財産目録

(平成24年3月31日現在)

(単位 : 円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現 金 手許残高	47,032	
普通預金 みずほ銀行四谷支店	3,896,917	
普通預金 三菱東京 UFJ銀行麹町支店	661,974	
普通預金 ゆうちょ銀行認定ケアマネジャー口	1,723,049	
未収会費	2,396,000	
流動資産 合計		8,724,972
2 固定資産		
備品 パソコン2台	2	
敷金 事務所敷金	660,000	
運営積立預金		
みずほ銀行四谷支店	2,571,356	
三井住友銀行麹町支店	10,079,121	
三井住友銀行麹町支店	559,289	
ゆうちょ銀行普通預金	137,304	
ゆうちょ銀行学会会費口	3,319,550	
ゆうちょ銀行認定審査口	2,583,380	
ゆうちょ銀行学会研修口	0	
固定資産 合計		19,910,002
資 産 合計		28,634,974
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金	8,000	
認定ケアマネ会預り金	71,000	
未払金	2,299,651	
前受会費	39,000	
流動負債 合計		2,417,651
負 債 合計		2,417,651
III 正味財産の部		
正味財産		26,217,323

# 監査報告書

一般社団法人日本ケアマネジメント学会

理事長 橋本 泰子 殿

私たちは、定款第28条に基づき、当法人の成立の日から平成24年3月31日までの事業年度における業務及び財産の監査を行い、次のとおり報告します。

## 1 監査概要


- (1) 会計帳簿及び証拠書類の閲覧など必要な手続を実施しました。
- (2) 理事会に出席したほか、関係書類の閲覧など業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 任意団体日本ケアマネジメント学会から引き継いだ財産及び債務を調査しました。

## 2 監査意見

- (1) 当法人の業務は、法令、定款及び諸規程に従い、適正に遂行されていると認めます。
- (2) 事業報告は、事実に基づき報告されていると認めます。
- (3) 計算書類は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産の状態及び正味財産増減の状況を適正に示していると認めます。
- (4) 任意団体日本ケアマネジメント学会から引き継ぐべきすべての財産及び債務を、当法人が承継したことを確かめました。

平成24年4月26日

監事

村尾 俊明 

監事

多田 哲夫 



1. 平成23年度 収支計算書 総括表 決算説明資料  
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアマネの会	内部収支消去	合 計
資金収入	23,622,898	4,877,119	△ 448,000	28,052,017
資金支出				
事業費	9,994,769	4,492,454	△ 100,000	14,387,223
事務費	13,918,472	500,425	△ 348,000	14,070,897
予備費	0	0	0	0
資金支出 計	23,913,241	4,992,879	△ 448,000	28,458,120
当期収支差額	△ 290,343	△ 115,760	0	△ 406,103
正味財産増減額				
当期収支差額	△ 290,343	△ 115,760	0	△ 406,103
運営積立預金取崩額	1,350,000	0	0	1,350,000
当期正味財産増減額	△ 1,640,343	△ 115,760	0	△ 1,756,103
前期繰越正味財産額	26,463,034	1,510,392	0	27,973,426
期末正味財産合計額	24,822,691	1,394,632	0	26,217,323

## 2. 平成23年度 一般会計 決算説明資料 (案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	23年度予算額	23年度決算額	増△減額	摘 要
<b>〔資金収支の部〕</b>				
<b>資金収入の部</b>				会員数の増減 2,243人→2,228人(-15人) (入会 195 退会 210 )
<b>1 会費収入</b>	18,728,000	17,282,000	1,446,000	内訳;正会員 2,137 学生 86、賛助 5 未納退会者未収会費償却額 973千円 (22' 172人 1,197千円、21' 7人 56千円)
<b>2 認定試験審査料収入</b>	4,886,000	4,086,280	799,720	受験者数 84人(会員 47、非会員 37) 合格者数 64人(会員 38、非会員 26) 認定ケアマネジャーバッジ販売
<b>3 認定資格更新等収入</b>	340,000	285,000	55,000	資格更新対象者115人 更新57人
<b>4 学会主催研修収入</b>	0	127,000	△ 127,000	スキルアップ研修
<b>5 事務委託費収入等</b>	848,000	348,000	500,000	①「認定ケアマネジャーの会」事務の受託 ②国庫補助金事業事務委託-未受託
<b>6 雑収入</b>	10,000	144,618	△ 134,618	抄録集、学会誌頒布料、預金利息
<b>7 特定預金取崩収入</b>	639,000	1,350,000	△ 711,000	運営積立預金の取崩額
<b>資金収入 合計</b>	25,451,000	23,622,898	1,828,102	
<b>資金支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	13,826,000	9,994,769	3,831,231	
1) 理事会等運営費	848,000	153,000	695,000	理事会等開催費
2) 旅費交通費	846,000	873,280	△ 27,280	会議等出席旅費
3) 研究大会助成費等	1,800,000	743,926	1,056,074	老年学会分担金 394千円 認定ケアマネジャー会支援費 100千円 印刷事務費249千円
4) 認定ケアマネジャー試験費	4,000,000	3,659,484	340,516	会議費 328千円、委員謝金 648千円 委員旅費 2,589千円、その他事務費 94千円
5) 認定資格更新等費	50,000	0	50,000	
6) 学会誌発行費	2,042,000	1,782,772	259,228	No.10 90頁 2350部 印刷費他
7) シンポジウム等開催費	300,000	0	300,000	
8) 研究事業推進費	100,000	0	100,000	
9) 諸謝金	223,000	222,222	778	
10) 講師等派遣旅費	100,000	0	100,000	
11) 機関紙ニュースレター発行費	966,000	926,170	39,830	A4版 8頁 2,550部 年2回 印刷費ほか
12) 広報費	100,000	31,920	68,080	
13) ホームページ作成費	200,000	182,700	17,300	更新、管理料ドメイン移管費用
14) 通信運搬費	370,000	301,474	68,526	郵送料等
15) 事業人件費	1,881,000	870,000	1,011,000	
16) 学会主催研修費	0	247,821	△ 247,821	
<b>2 事務費</b>	11,625,000	13,918,472	△ 2,293,472	
1) 事務費人件費	7,959,000	9,549,961	△ 1,590,961	職員給料、社会保険料等
2) 事務所費	2,500,000	2,432,734	67,266	事務所賃料、複合機リース料等
3) 会議費	40,000	31,579	8,421	
4) 旅費交通費	46,000	14,960	31,040	事務連絡交通費
5) 備品購入費	30,000	0	30,000	
6) 消耗品費	200,000	224,229	△ 24,229	事務用消耗品費
7) 印刷製本費	10,000	0	10,000	
8) 通信運搬費	430,000	515,501	△ 85,501	郵送料ほか
9) 光熱水料費	110,000	102,063	7,937	
10) 支払手数料	300,000	271,445	28,555	
11) 雑 費	0	0	0	
12) 未収会費償却額	0	776,000	△ 776,000	未納退会者未収会費
<b>3 予備費</b>	0	0	0	
<b>資金支出 合計</b>	25,451,000	23,913,241	1,537,759	
<b>当期収支差額</b>	0	△ 290,343	290,343	
<b>〔正味財産増減の部〕</b>				
正味財産増加の部				
資産増加額				
当期収支差額	0	△ 290,343	290,343	
増加額 合計	0	△ 290,343	290,343	
正味財産減少の部				
資産減少・当期収支差額	0	0	0	
備品減価償却額	0	0	0	
運営積立預金取崩額	639,000	1,350,000	△ 711,000	
減少額 合計	639,000	1,350,000	△ 711,000	
当期正味財産増減額	△ 639,000	△ 1,640,343	1,001,343	
前期繰越正味財産額	26,890,173	26,463,034	427,139	
期末正味財産合計額	26,251,173	24,822,691	1,428,482	

### 3.平成23年度「認定ケアマネジャーの会」決算説明資料（案）

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	23年度予算額	23年度決算額	増△減額	摘 要
<b>〔資金収支の部〕</b>				
<b>資金収入の部</b>				
会費収入	916,000	940,000	△ 24,000	会員 470人
研修収入	4,230,000	3,266,500	963,500	事例検討会、スーパーバイザー養成講座(基礎・応用・実践)、フォローアップ研修、全体研修会、学会発表支援塾(入門・実践)実施
一般会計繰入金	600,000	100,000	500,000	
雑収入	0	570,619	△ 570,619	
資金収入 合計	5,746,000	4,877,119	868,881	
<b>資金支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	5,145,000	4,492,454	652,546	
1) スーパーバイザー養成講座費	2,050,000	1,956,904	93,096	
2) フォローアップ研修会費	500,000	504,051	△ 4,051	
3) 全体研修会費	210,000	238,319	△ 28,319	
4) 学会発表支援塾研修費	1,100,000	650,506	449,494	
5) 総会開催費	275,000	156,380	118,620	
6) 運営委員会開催費	550,000	476,806	73,194	
7) 事例検討会費	400,000	338,562	61,438	
8) アンケート実施費	60,000	170,926	△ 110,926	
<b>2 事務費</b>	253,000	152,425	100,575	
1) 事務費	253,000	2,425	250,575	
2) 雑 費	0	150,000	△ 150,000	300円×500名(東日本大震災義援金)
<b>3 事務委託費</b>				
事務委託費	348,000	348,000	0	人件費、光熱費、通信費、事務所費等 月29,000円×12月=348千円
資金支出 合計	5,746,000	4,992,879	753,121	
当期収支差額	0	△ 115,760	115,760	
<b>〔正味財産増減の部〕</b>				
正味財産増加の部				
資産増加額				
当期収支差額	0	△ 115,760	115,760	
増加額 合計	0	△ 115,760	115,760	
当期正味財産増加額	0	△ 115,760	115,760	
前期繰越正味財産額	437,683	1,510,392	△ 1,072,709	
期末正味財産合計額	437,683	1,394,632	△ 956,949	

## 一般社団法人日本ケアマネジメント学会

### 平成 24 年度事業計画書（案）

当学会は、昨年、設立 10 年目の節目の年の平成 23 年 8 月 10 日、一般社団法人格を取得して再出発することができた。今後は、有資格団体として社会的信用を得て更に質の高いケアマネジメントの実現を目指し、引き続き次の事業を推進する。

#### 1 事業計画の重点事項

##### (1) 法人化に伴う組織の充実強化

一般社団法人の取得については、前年度の総会において承認された。このため、7 月 22 日公証役場において「日本ケアマネジメント学会定款」の認証を受け、8 月 10 日東京法務局に登記を行い一般社団法人へ移行した。

このことに伴い、今年度は、定款に基づき新たに諸規程の整備を完了し、学会活動をより公共性の高いものとし、学術研究・実践の水準を高めて社会的認知度の更なる向上に努める。また、関係分野や関係領域との研究・実践活動における協働を進め、ケアマネジメントの理論と実践、研究を推進する。

##### (2) 学会諸事業の推進と運営の安定化

学会の運営は、主に会員の会費収入によって支えられている。入会については、当学会の目的に賛同される方は誰でも入会ができ、学会の実施する事業に参加することができる。学会は、本年度においても入会を希望する方に応えるため、当計画に定める各事業を積極的に推進し会員を増やして運営の安定化を図る。

#### 2 第 11 回研究大会（広島市）の開催

今年度の日本ケアマネジメント学会第 11 回研究大会は、「2012 年ケアマネジメントの未来に向かって今をみつめる～広島からの新たなステージ～」をテーマとして次により開催し、会員の研究発表、意見交換、情報提供を行う。また、併せて理事会・社員総会及び認定ケアマネジャーの会総会などを開催する。

(1) 開催日；平成 24 年 7 月 14 日（土）・15 日（日）

(2) 会 場；広島国際会議場

(3) 大会長；落久保裕之理事（広島市域居宅介護支援事業者協議会会長・落久保外科循環器科クリニック院長）

(4) 大会事務局；広島市域居宅介護支援事業者協議会（広島市医師会内）

#### 3 学会誌「ケアマネジメント学」の発行

学会員の研究論文等を収録した学会誌「ケアマネジメント学」は、今年度は第 11 号を発行し、会員に配布する。また、第 12 号の原稿募集を 9 月 15 日に締め切り、引き続いて第 13 号の原

稿募集を開始する。

◇ 企画；B 5 版 90～110 頁 発行部数 2, 350 部

#### 4 学会機関誌「ニューズレター」の発行と広報活動

##### (1) 「ニューズレター」の発行

ニューズレターは、今年度も年 2 回（第 22 号、第 23 号）発行し、学会員に対して情報の提供等を行う他、学会の PR 用として活用し会員増員に役立てる。

◇ 企画；A 3 版二つ折り 8 頁 発行部数 各号 3, 000 部

##### (2) ホームページによる広報活動の推進

ホームページについては、これまで外部業者に委託の形で運用してきたが、正式な契約の締結が無かったこともありバージョンアップも思うように進めることが出来なかった。このため、前年度末に競争入札により業者を選定のうえ、新年度からリニューアルし充実を図る。

ホームページは、会員に対する情報の発信、会員専用ページへ研究論文の紹介等広報活動を更に推進する他、一般の関係団体及び関係者への情報の提供に一層努める。

#### 5 認定ケアマネジャー制度の円滑な運営

##### (1) 資格試験の実施

ケアマネジャーに認定資格を付与する「認定ケアマネジャー試験制度」は、発足後 10 年を迎える。当制度は、ケアマネジャーの質的向上を目的として当学会の「認定ケアマネジャー制度規則」に基づき、これまで 9 回の試験を実施し 782 名に認定ケアマネジャー資格を付与してきた。

一方、平成 22 年度 11 月理事会に設置した 7 委員会の中の「資格認定制度検討委員会」は、実質的には昨年度から、認定ケアマネジャー制度規則に基づき従来から設置されている「資格認定委員会」と一体となって制度の運営に当たっている。今年度は、制度上の諸課題に取り組み一層の充実化に努めてる。

平成 24 年度資格認定委員会及び試験委員会の開催並びに第 10 回目となる資格試験の実施は、次のとおりである。

- ① 資格試験運用のための資格認定委員会の開催 4 回（7 月、8 月、9 月、11 月）  
試験委員会の開催 2 回（9 月、11 月）
- ② 受験申請期間；平成 24 年 6 月 25 日～7 月 31 日
- ③ 試験実施日；平成 24 年 11 月 23 日（金）、24 日（土）東京に於いて実施
- ④ 合格者に対する認定証の交付；平成 24 年 12 月

##### (2) 認定ケアマネジャー資格更新の実施

資格更新の実施は、「認定ケアマネジャー制度規則」第 11 条の規定に基づき、資格有効期間 5 年を迎える者からの申請により、定められた内容の審査を行い資格の更新を行う。

今年度の実施予定は、次のとおりである。

- ① 更新対象者；平成 19 年度認定資格取得者 104 名予定
- ② 更新申請受付期間；平成 24 年 8 月 1 日～9 月 30 日
- ③ 更新審査；平成 24 年 11 月 23 日（金）、24 日（土）
- ④ 更新者への認定証交付；平成 24 年 12 月

### **(3) 「認定ケアマネジャーの会」事業活動の支援**

学会は、「認定ケアマネジャーの会」の発展と事業活動推進のために、同会の事業について全面的に支援する。

認定ケアマネジャーの会では、前年度まで実施してきた一連の研修体系を見直し、諸課題について検討した。（詳細については、「認定ケアマネジャーの会事業計画」参照）

## **6 地区別シンポジウムの開催**

地区別シンポジウム等の開催については、当学会の事業について多くの人の理解を得ること及び関係者の交流促進と啓発活動に資するため、地域に於いてケアマネジメントに関する講演会、シンポジウム等を開催する。今年度は、群馬県及び岩手県の 2 ヶ所を予定する。

## **7 地域の研修会等への助言指導**

地域の研修会等への助言指導は、都道府県、市群単位等で開催される研修会、研究会及び事例発表会等に対して講師の斡旋、助言指導その他の支援を行う。

## **8 研究事業の推進**

研究事業の推進については、第一線における実践を踏まえつつ、ケアマネジメントに関する学際的研究を推進し、質の高いケアマネジメントの実現を目指す。

今年度は、「介護支援専門員のスーパービジョン実践としての実習型研修の普及に向けての調査研究」と「介護支援専門員資質向上とケアマネジメントのあり方に関する調査・研究事業」の 2 題について、一般社団法人化したことに伴い学会が事業実施主体として補助金協議を行う。

## **9 定例理事会の開催**

学会の重要事項を調査審議するための理事会の開催は、法人化後も現行の理事会が維持される。ただし、任意団体期間の事業報告、収支決算の承認は、旧会則の規定による会員総会開催が必要であるため、通例の研究大会時の第 2 回理事会開催は時間的に困難であるので中止する。従って、今年度は、5 月、11 月、3 月の 3 回開催する。（「12 会員総会の開催」参照）

なお、緊急に理事会開催の必要が生じたときは、臨時開催又は持ち回り理事会により対応することとする。

## 10 委員会活動

学会の委員会活動については、平成 22 年 11 月 4 日の新役員による初回理事会においてこれまでの理事による業務担当制が見直され、既定の委員会を含め次の 7 委員会とし、理事全員が 1 委員会以上に所属して業務を担当することになり、定款 45 条に委員会設置が規定された。

1. 総務会（①渉外委員会、②企画委員会、③財政健全化委員会、④会員委員会）
2. 研究活動推進委員会 3. 研修委員会 4. 広報委員会 5. 学会誌発行委員会
6. 資格認定制度検討委員会 7. 認定ケアマネジャー活動推進委員会

今年度は、前年に引き続き委員会活動計画を明確にして委員会相互の連携を図り、「委員会設置規程」及び「委員会運営要領」に基づき、別紙のとおり事業活動を推進する。（活動計画別紙）

## 11 社員総会の開催

法人設立後の初回社員総会は、定款に定められた代議員及び役員が社員として総会の構成員となり、7 月 14 日（土）第 11 回研究大会が開催される広島国際会議場において開催する。

社員総会は、会員の除名、代議員選挙の規則、役員を選任又は解任、事業報告及び決算並びに事業計画及び予算、定款の変更等重要事項について決議を行う機関である。

代議員の選任は、会員の直接選挙によって選任され、社員総会において議決権を行使する。

ただし、第 1 回選挙は、法人設立後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（平成 25 年）終結時まで実施する。

## 12 会員総会の開催

学会の一般社団法人への移行は、平成 23 年 8 月 10 日に行ったことにより、平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 9 日までの所謂「任意団体」の期間に係る事業報告及び収支決算については、旧会則の規定に基づく「総会」を開催し承認を求める必要が生じた。

即ち、法人化の「定款」附則第 2 項において「この法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。」とされ、同第 3 項において「この法人は、任意団体日本ケアマネジメント学会に属する一切の権利義務を継承する。」ことと規定されていることにより、当会員総会での承認がないと引継ぎが行えないことによるためである。

従って、今年度に限り第 11 回研究大会時に広島国際会議場において会員総会を開催する。

## 13 東日本大震災の対応について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」への対応については、今年度においても引き続き様々な場面を通して、被災地から求められる支援について情報を入手し支援活動に努める。

以上

別紙

平成 24 年度委員会計画表 (案)

(24, 3, 5)

委員会名	担当理事	実施計画案	備考
1 総務会	理事長、副理事長、 ○服部総務担当理事		
① 渉外委員会	理事長、副理事長、 総務担当理事 遠藤英俊		
② 企画委員会	関田康慶、竹内孝仁		特に決まった事業は無し
③ 財政健全化委員会	白澤政和、田中 滋 橋本正明、		
④ 会員委員会	落久保裕之、白澤政和		
2 研究活動推進委員会	石渡和実、白木裕子 野中 猛 ○前沢政次	学会からテーマ 2 題の補助金協議を行う。 ① 介護支援専門員に対するスーパービジョン実践としての地域における O J T のあり方に関する研究 ② 主任介護支援専門員研修のあり方に関する調査研究 (仮題)	
3 研修委員会	○亀井智子、佐藤美穂子 高砂裕子	◇研修テーマ 医学的ケアを必要とする対象者へのケアマネジメントの展開 ◇日時 平成 24 年 6 月 16 日 (土) 10:00~16:00 ◇場所 聖路加看護大学	
4 広報委員会	奥田龍人、○佐々木栄子 高砂裕子	ニューズレターの発行 (8 頁 3000 部) 22 号 ; 平成 24 年 10 月・事務局 23 号 ; 平成 25 年 03 月・ "	
5 学会誌編集	石渡和実、落久保裕之	◇学会誌編集・発行	



委員会	○野中 猛、福富昌城	No.11 平成 24 年 10 月発行 B5 版 90～100 頁 2350 部 ◇原稿募集 No.12 平成 24 年 9 月 15 日締切 No.13 平成 24 年 9 月 16 日～ ◇No.12 査読・編集 平成 24 年 9 月 16 日～25 年 10 月 ◇委員会開催；2 回予定	
6 資格認定制度 検討委員会	奥田龍人、白木裕子 白澤政和。橋本正明 ○福富昌城	資格認定試験実施計画に併せ委員会開催 ○7 月 14 日・広島国際会議場 ○8 月 10 日・桜美林大学四谷キャンパス ○9 月 14 日・東医健保会館 ○11 月 10 日～12 日 〃	検討課題 「小規模多機能 型居宅介護」を受 験資格に含める 要綱改正、評価方 法の検討
7 認定ケアマネジャー 活動推進委員 会	白木裕子、高砂裕子 ○堀尾慎彌	年 4 回委員会開催予定	

## 平成 24 年度 認定ケアマネジャーの会事業計画（案）

### 1. 本年度の活動方針

平成 23 年度までの認定ケアマネジャー資格取得者総数は、782 名であって、認定ケアマネジャーの会（以下本会という）の会員数は 503 名となっている。

平成 24 年度は、23 年度までこれら会員を対象に実施してきたスーパーバイザー養成講座の内容を見直し、新たに、「ケアマネジメントキャリアアップ講座～めざそうスーパーバイザー～」とし、より実践的な講座として充実化を図ることとする。

昨年度までのスーパーバイザー養成講座は、参加を認定ケアマネジャーの会会員に限定したことにより、参加者が著しく減少したことに鑑み、今年度の研修会においては、本会員のみならず日本ケアマネジメント学会会員以外の非会員からも参加者を募ることとした。このことにより、本学会及び認定ケアマネジャーについて多くの人に周知されることになるとともに、入会の動機付けになることが期待される。また、受講する場合は、5 段階の STEP 順にはこだわらず、どの STEP から受講可能とし、更に参加費を安くし、研修日は今迄 1.5 日だったものを 5 段階全て土曜日 1 日のみに改め、参加しやすい研修会とすることとした。

学会研究大会・学術集会等での発表支援を目的とした「学会発表支援塾」については、受講要請も高いため引き続き開催を行う。対象者は上記と同様とし、発表が未経験の参加者でも段階を踏んだ研修を受講することで、研究発表ができる内容とする。

調査研究については、主任介護支援専門員の意識調査を実施し、提言ができるようにする。

一方、学会主催研究大会の参画及び実施プログラムへの協力を行うとともに、学会が後援を行う研究会等への支援を通じて、広く認定ケアマネジャーの理解を得られるよう積極的に活動を行う。

### 2. 事業内容

#### （1）「認定ケアマネジャーの会」総会の開催

本会の総会は、本年 7 月 14 日第 11 回研究大会開催に合わせ、広島国際会議場において開催する。

#### （2）研修事業（別紙参照）

ア. ケアマネジメントキャリアアップ講座～めざそうスーパーバイザー～  
（STEP1～STEP5）の開催

イ. 認定ケアマネジャー全員を対象とした「全体研修会」の開催

この研修会は、第11回研究大会に合わせ開催する本会の総会後に開催する。

ウ. 「学会発表支援塾」研修会（入門編・実践編（1）（2））の開催

平成22年度に開講したこの研修会は、学会学術集会等において、事例研究発表ができるようその要領を学ぶことを目的に、引き続き開催する。

（3） 厚生労働省老人保健健康推進等補助金事業実施への参加協力

今年度は、学会が事業主体となって行う「介護専門員に対するスーパービジョン実践としてのOJTのあり方に関する研究」事業及び、「主任介護支援専門員研修のあり方に関する研究（仮題）」事業への協力要請を受け、参加する。

（4） 認定ケアマネジャー資格試験受験者の募集活動等

前年度に引き続き、認定ケアマネジャー受験に関するチラシの配布を行う等募集活動を行うと共に、併せて合格した非会員に対し学会入会への勧誘に努める。

（5） 日本ケアマネジメント学会研究大会への協力

認定ケアマネジャーの会として、研究大会実行委員会等へ参画し、大会運営に協力する。

ア. 第11回研究大会（平成24年7月14日～15日）実行委員会への参画及び実施協力

イ. 第12回研究大会（平成25年6月5日～6日）実行委員会への //

ウ. 各地域開催研究大会・シンポジウム等に対する協力

（6） 調査研究事業

主任介護支援専門員研修に関する意識調査を実施する。

（7） 日本ケアマネジメント学会「認定ケアマネジャーの会人財バンク」の運営

学会及び認定ケアマネジャーの会に対して、講師等派遣の依頼があった場合に、その要請に応えることとする。

（8） その他の活動

本会の役員は、学会の理事、代議員及び委員会の委員等に委嘱されたことを受けて、学会運営に協力する。

ア. 日本ケアマネジメント学会理事（白木、高砂）

イ. 日本ケアマネジメント学会代議員（奥田、神谷、柴山、山崎）

ウ. 日本ケアマネジメント学会広報委員（高砂）

エ. 研修委員（高砂）

オ. 視覚認定制度検討委員（白木）

カ. 認定ケアマネジャー活動推進委員（白木・高砂）

キ. 資格認定委員会委員（白木、高砂、奥田、羽石）

ク. 認定ケアマネジャー試験委員（白木、柴山、山崎、羽石）

ケ. 第 11 回日本ケアマネジメント学会研究大会実行委員会委員（白木）

（9）理事会の開催

概ね 5 回開催する。

以上

## (事業計画参考)

### 平成 24 年度 認定ケアマネジャーの会主催研修概要

日本ケアマネジメント学会  
認定ケアマネジャーの会

#### I. ケアマネジメントキャリアアップ研修～めざそうスーパーバイザー～

場 所：東医健保会館（東京 信濃町）予定

参加費：日本ケアマネジメント学会会員 4,000 円

認定ケアマネジャーの会会員 3,000 円

その他 5,000 円

対 象：ケアマネジャー（非会員含む）

参加者：100 名

理事担当者：白木・神谷・奥田・羽石

##### 1. STEP1「ケアマネジメントとは何か」

日 程：平成 24 年 5 月 12 日（土） 9：30 受付 10：00～16：00

■ 到達目標：自分自身のケアマネジメント実践の課題を明らかにする。

■ 内 容：模擬事例をもとにプロセスに基づいて演習し、ケアマネジメントプロセス、アセスメントの思考過程を振り返る。

##### 2. STEP2「スーパーバイザーを体験しよう」

日 程：平成 24 年 9 月 15 日（土） 9：30 受付 10：00～16：00

■ 到達目標：的確に事例をまとめる方法を学ぶ。

事例検討やスーパービジョンのためのプレゼンテーションを理解する。

■ 内 容：事例用紙を含め検討中

##### 3. STEP3「スーパーバイザーへの道《その 1》 9：30 受付 10：00～16：00

～スーパービジョンに必要な質問力を高めよう～

日 程：平成 24 年 10 月 20 日（土）

■ 到達目標：バイザー（事例提供者）がアセスメントに必要な視点に気づくための質問力を身につける。

■ 内 容：事例検討による質問。

プレゼン内容を黒、参加者からの質問による答えを赤、講師の質問による答えを青で板書し、その比較から効果的な質問の解説。

##### 4. STEP4「スーパーバイザーへの道《その 2》

～事例の見立てと手立て～

日 時：平成 24 年 12 月 8 日（土） 9：30 受付 10：00～16：00

■ 到達目標：情報を視覚化により整理できる。

■ 内 容：事例検討内容の板書を参加者が実際に行う。

## 5. STEP5「スーパーバイザーへの道《その3》

～地域で展開するスーパービジョン～

日 時：平成 25 年 1 月 26 日（土） 9：30 受付 10：00～16：00

講 師：野中 猛先生

■ 到達目標：学んだスーパービジョンの知識や技術を地域で実践・展開する方法を知る。

■ 内 容：野中先生の講義

先行地域の実践紹介

## II. 学会発表支援塾～日頃の実践を研究に～

場 所：愛知県青年会館（予定）

参加費：日本ケアマネジメント学会会員 8,000 円

認定ケアマネジャーの会会員 7,000 円

その他 10,000 円

参加者：50 名

理事担当者：奥田理事中心とする

### 1. 第IV回入門編

日 時：平成 25 年 1 月 12 日（土）・13（日）

	研修項目	単位数	時間数	講師	内容
1	オリエンテーション		0.5		
2	学会発表のための事例研究について	1	3	認定ケアマネジャーの会 理事	事例の選定等の視点を学ぶ
3	学会発表のイロハ	1	4	日本ケアマネジメント学会 理事 福富 昌城 花園大学教授	事例のまとめ方の視点、考察の視点を学ぶ。
5	修了式		0.5		

### 2. 第IV回実践編（1）

日 時：平成 年 月 日（土）・（日）未定

	研修項目	単位数	時間数	講師	内容
1	オリエンテーション		0.5		
2	学会発表のエントリー・抄録作成の実際 学会発表原稿作成の実際	1	7	認定ケアマネジャーの会 理事	事例研究の内容と手順の理解し、抄録作成から学会発表の準備を学ぶ。
3	修了式		0.5		

### 3. 第IV回実践編 (2)

日 時:平成 年 月 日 (土)・ (日) 未定

	研修項目	単位数	時間数	講師	内容
1	オリエンテーション		0.5		
2	学会発表のエントリー・抄録作成の実際 学会発表原稿作成の実際 ポスター・パワーポイントの実際 プレゼンテーションの実際	1	7	認定ケアマネジャーの会 理事	事例研究の内容と手順の理解し、抄録作成から学会発表の準備を学ぶ。
3	修了式		0.5		

## Ⅲ. 全体研修会

### 1. 第V回

日 時:平成 24 年 7 月 14 日 (土) \* 第 11 回研究大会当日

場 所: 広島国際会議場 地下 2 階 ダリア 1

参加費: 日本ケアマネジメント学会会員 2,000 円

認定ケアマネジャーの会会員 1,000 円

その他 3,000 円

参加者: 200 名

対 象: 日本ケアマネジメント学会会員・非会員

理事担当者: 白木・高砂・神谷・奥田・佐藤・柴山・羽石・山崎

	研修項目	単位数	時間数	講師	内容
1	精神疾患のケアマネジメント	1	2	野中 猛先生	アルコール依存症の人と家族、ひきこもり、精神疾患の対象者への支援当事者、家族支援

平成24年度 日本ケアマネジメント学会 収支予算書(案) 総括表

(単位：円)

科 目	一般会計	認定ケアの会	内部収支消去	合 計
資金収入	43,853,000	4,524,000	△ 448,000	47,929,000
資金支出				
事業費	32,045,000	3,490,000	△ 100,000	35,435,000
事務費	11,481,000	534,000	△ 348,000	11,667,000
予備費	0	50,000	0	50,000
資金支出 計	43,526,000	4,074,000	△ 448,000	47,152,000
当期収支差額	327,000	0	0	327,000
正味財産増加額				
当期収支差額	327,000	0	0	327,000
正味財産減少額				
運営積立預金取崩額	0	0	0	0
当期正味財産増減額	327,000	0	0	327,000
前期繰越正味財産額	26,251,173	1,510,392	0	27,761,565
期末正味財産合計額	26,578,173	1,510,392	0	28,088,565



平成24年度 一般会計収支予算書(案)

(単位:円)

	24年度予算額	前年度予算額	増△減額	摘 要
〔資金収支の部〕				
資金収入の部				
1 会費収入	18,614,000	18,728,000	△ 114,000	24年度会費納入見込会員数 2,303人 (内訳) 正会員 2,208人 学生会員 90人 賛助会員 5人
2 認定試験審査料収入	4,201,000	4,886,000	△ 685,000	受験者100人(会員60人、非会員40人)
3 認定資格更新等収入	365,000	340,000	25,000	資格更新対象認定ケアマネジャー 104人
4 学会主催研修収入	315,000	0	315,000	
5 平成24年度厚生労働省老人保健健康増進等事業国庫補助金	20,000,000	0	20,000,000	
6 事務委託費収入	348,000	848,000	△ 500,000	認定ケアマネジャーの会事務委託収入
7 雑収入	10,000	10,000	0	
8 運営積立預金取崩収入	0	639,000	△ 639,000	
資金収入 合計	43,853,000	25,451,000	18,402,000	
資金支出の部				
1 事業費	32,045,000	13,826,000	18,219,000	
1) 理事会等運営費	200,000	848,000	△ 648,000	理事会及び業務委員会
2) 旅費交通費	700,000	846,000	△ 146,000	
3) 研究大会助成費等	2,081,000	1,800,000	281,000	第11回研究大会開催助成 1,000千円 日本老年学会分担金等 981千円 認定ケアマネジャーの会支援費 100千円
4) 認定ケアマネジャー試験費	3,600,000	4,000,000	△ 400,000	試験会場費、委員謝金、旅費、その他事務費等
5) 認定資格更新等費	20,000	50,000	△ 30,000	審査会場費等、登録認定証交付費
6) 学会誌発行費	2,000,000	2,042,000	△ 42,000	発行部数 2,350部
7) シンポジウム等開催費	300,000	300,000	0	開催地1ヶ所予定
8) 研究事業推進費	20,100,000	100,000	20,000,000	1 国庫補助事業 20,000千円 2ケアマネジメントに関する学術的研究事業の推進費 100千円
9) 諸謝金	223,000	223,000	0	
10) 講師等派遣旅費	100,000	100,000	0	
11) 機関紙ニューズレター発行費	966,000	966,000	0	3,000部 年2回発行
12) 広報費	100,000	100,000	0	学会案内等作成費
13) ホームページ作成費	200,000	200,000	0	WEBホスティング使用料及びドメイン管理料
14) 通信運搬費	300,000	370,000	△ 70,000	郵送料等
15) 事業費人件費	840,000	1,881,000	△ 1,041,000	事業従事人件費
16) 学会主催研修費	315,000	0	315,000	
2 事務費	11,481,000	11,625,000	△ 144,000	
1) 事務費人件費	8,178,000	7,959,000	219,000	職員給料、社会保険料等
2) 事務所費	2,388,000	2,500,000	△ 112,000	事務所借料、更新料、PC保守料等
3) 会議費	30,000	40,000	△ 10,000	
4) 旅費交通費	15,000	46,000	△ 31,000	事務連絡等旅費、交通費
5) 備品購入費	10,000	30,000	△ 20,000	
6) 消耗品費	200,000	200,000	0	事務用消耗品費
7) 印刷製本費	10,000	10,000	0	事務用資料印刷等
8) 通信運搬費	430,000	430,000	0	
9) 光熱水料費	100,000	110,000	△ 10,000	
10) 支払手数料	120,000	300,000	△ 180,000	

	24年度予算額	前年度予算額	増△減額	摘 要
3 予備費	0	0	0	
資金支出 合計	43,526,000	25,451,000	18,075,000	
当期収支差額	327,000	0	327,000	
〔正味財産増減の部〕				
正味財産増加の部				
資産増加額				
当期収支差額	327,000	0	327,000	
増加額 合計	327,000	0	327,000	
正味財産減少の部				
資産減少額				
備品減価償却額	0	0	0	
運営積立預金取崩額	0	639,000	△ 639,000	
減少額 合計	0	639,000	△ 639,000	
当期正味財産増減額	327,000	△ 639,000	966,000	
前期繰越正味財産額	26,251,173	26,890,173	△ 639,000	
期末正味財産合計額	26,578,173	26,251,173	327,000	

平成24年度「認定ケアマネジャーの会」収支予算書(案)

(単位:円)

	24年度予算額	前年度予算額	増△減額	摘 要
〔資金収入の部〕				
1.会費収入	1,024,000	916,000	108,000	24年度会費納入見込会員数 512人(会費2,000円)
2.研修会収入	3,400,000	4,230,000	△ 830,000	1.ケアマネジメントキャリアアップ研修 7.STEP1からSTEP5 各100名 @4,000円×100×5講座=2,000,000円 ・日本ケアマネジメント学会会員 4,000円  2.全体研修会 200人(第11回研究大会開催時) @1,000円×200=200,000円 ・認定ケアマネジャーの会会員 1,000円  3.学会発表支援塾 入門編・実践編(1)(2) 各50名 @8,000円×50×3講座=1,200,000円 ・日本ケアマネジメント学会会員 8,000円
3.学会会計等繰入金収入	100,000	600,000	△ 500,000	学会会計 100,000円
資金収入 合計	4,524,000	5,746,000	△ 1,222,000	
〔資金支出の部〕				
1 事業費	3,490,000	5,145,000	△ 1,655,000	
1) ケアマネジメントキャリアアップ研	1,550,000	2,050,000	△ 500,000	STEP1からSTEP5
2) 全体研修会費	276,000	210,000	66,000	第11回研究大会開催時実施
3) 学会発表支援塾研修費	859,000	1,100,000	△ 241,000	入門編・実践編(1)(2) 募集人員の減に伴う会場使用料等経費の減額
5) 総会開催費	65,000	275,000	△ 210,000	第11回研究大会開催時実施 会場使用料は全体研修会に含む、総会資料作成費
6) 理事会開催費	550,000	550,000	0	
7) アンケート実施費	190,000	60,000	130,000	アンケート実施結果郵送料等
2 事務費	186,000	253,000	△ 67,000	
3 事務委託費	348,000	348,000	0	消耗品等 人件費・光熱費・通信費・事務所費等
4 予備費	500,000	0	500,000	
資金支出 合計	4,524,000	5,746,000	△ 1,222,000	

## 監事の辞任に伴う選任（案）について

- 辞任監事
- 事業担当監事  
村尾 俊明（日本社会福祉士会相談役）
  - 会計担当監事  
多田 哲夫（多田哲夫会計事務所長）
- 就任候補監事
- 事業担当監事  
國光登志子（立正大学大学院社会福祉学研究科講師  
元日本ケアマネジメント学会理事）
  - 会計担当監事  
杉崎 文男（公益社団法人長寿社会文化協会常務理事）

参考；定款から監事に関する規定部分抜粋

- ① 定款第 25 条（役員の設置）第 1 項  
(2) 監事 2 名以内
- ② 定款第 26 条（役員の選任等）第 1 項  
理事及び監事は、別に定める役員候補者選出の規則に基づき社員総会において選任する。
- ③ 「一般社団法人日本ケアマネジメント学会理事及び監事候補者選出規則（案）」  
(監事候補者の選出)  
第 7 条 監事は、社員総会の承認をもって選任される。  
2 監事候補者の 1 名は、第 5 条に規定する資格を有する会員の中から、理事長が推薦する。ただし、選挙で選出された理事については、監事になることはできない。  
3 他の 1 名の監事候補者は、第 5 条に規定する資格に関わりなく、専門性を有する者を理事長が推薦する。  
4 理事候補者については、監事になることはできない。  
(注)「第 5 条」は、選挙権及び被選挙権資格の規定。

## 清瀬キャンパスで開催

募集定員25名

### 講座名 『居宅介護支援事例検討会』

【開講日】 11月21日(土)、12月12日(土)、1月9日(土)

【開催時間】 各回13時00分～17時50分

【担当講師】 國光 登志子（立正大学大学院社会福祉学研究科講師、社会福祉士、介護支援専門員）

【会場】 清瀬キャンパス 教学C棟 C601教室

#### 【講座内容】

本講座では、参加される方が自ら取り組んだ居宅介護支援事例を提出いただき、國光先生をスーパーバイザーとした事例検討会を行います。提出いただく事例は、難しさや戸惑いを感じた事例など、相談をしたい事例がよいでしょう。

みなで一つ一つの事例をグループスーパービジョンの方法で検討し、ケアマネジメントの基本を再確認しつつ、効果的な事例検討の視点と方法とを学びます。

効果的な事例検討の方法を習得することは、主任介護支援専門員としての役割を果たす上で最も重要なことです。

※受講を申し込まれた方に、事例提供の可否をお聞きするとともに、提供の方法をお知らせします。

参考図書:國光登志子著

『実務に役立つケアマネジメント実践ハンドブッケー利用者の自立支援を学ぶ』（中央法規出版）

國光登志子ほか著『対人援助職をめざす人のケアマネジメントLearning10』（みらい）

#### 國光 登志子さんのプロフィール

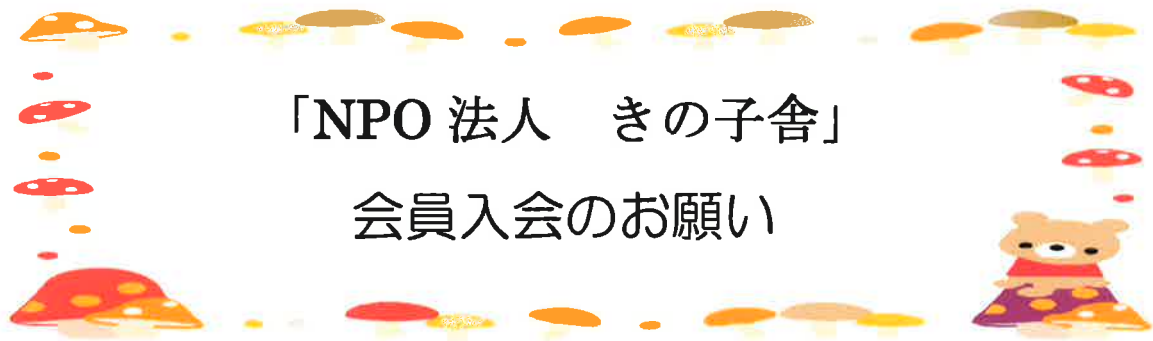
立正大学社会福祉学部教授。中央大学法学部法律学科卒業。日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了。板橋福祉事務所で生活保護・児童福祉を担当。板橋区消費者センター所長。赤塚福祉事務所所長。板橋区おとしより保健福祉センター所長。板橋区衛生部管理課長などを歴任。平成9年社会福祉法人小茂根の郷で在宅介護支援センター・在宅サービスセンター長。平成11年北陸学院短期大学人間福祉学科助教授。立正大学社会福祉学部助教授を経て現職。大学での教育の他に、ケアマネジメント原則実践研究委員会委員長(財団法人長寿社会開発センター)、埼玉県介護保険審査委員会委員、富山市ケアプラン指導チーム委員長、板橋区地域包括支援センター運営委員会副委員長・同地域密着型サービス運営委員会委員長。平成19年3月まで東京都サービス評価内容審査委員。専門は老人福祉論、ケアマネジメント論。

## 経 歴 書

平成24年5月

氏 名： 杉 崎 文 男 (スギザキ フミオ)  
生年月日： 1943年 (昭和18年5月5日)  
年 齢： 69歳  
学 歴： 1968年3月 早稲田大学 第一商学部卒業  
主な職歴： 1968年4月 日産自動車 (株) 入社  
1990年4月 同社経理部主管 (次長)  
1993年4月 同社部品事業部業務部長  
1996年4月 同社商品利益管理室長  
1996年4月 同社参事部長 (役員待遇)  
1998年6月 (株) ユニシアジェックス (東証一部)  
【現在の社名は日立オートモティブシステムズ株】  
取締役 (経営企画部長、経理、財務、  
管理部門担当)  
1999年6月 同社常務取締役  
(企画本部、経理、財務、購買部門、  
営業本部担当)  
2002年6月 同社専務取締役  
2003年6月 テルモ (株) (東証一部) 社外監査役就任  
2003年6月 日産トレーディング (株)  
常勤監査役就任 (2005年4月退任)  
2003年6月 ジャトコ (株) 社外監査役就任  
(2005年6月退任)  
2005年6月 日産専用船 (株) 社外監査役就任  
(2007年6月退任)  
2009年6月 テルモ (株) 社外監査役退任  
2009年7月 海老名市役所 市長室政策研究員 (特別職)  
2010年12月 東京都福祉サービス第三者評価者  
2011年5月 公益社団法人長寿社会文化協会 常務理事

以 上



# 「NPO 法人 きの子舎」

## 会員入会のお願い

私たちは、昭和 59 年から知的障害者の親の会の有志の方やその周辺の方々と一緒になって任意団体「きの子舎」を発足させて種々の支援活動に取り組んでまいりましたが、このたび、平成 24 年 2 月 20 日付けで内閣府から「特定非営利活動法人」(NPO 法人) の認証を得ることができました。

現在、私たちの長年の悲願でありました知的障害の方々が地域で暮らすことのできる「ケアホーム・グループホーム」の開設及び関連の支援事業を開始すべく準備を進めています。

つきましては、どうか私たちのこの新しい取り組みにご理解を賜りまして当会の会員となって頂きますよう次によりお願い申し上げます。

1. 法人名 特定非営利活動法人「きの子舎」  
(内閣府認証法人番号 0400-05-016738)
2. 主たる事務所 〒272-0034 千葉県市川市市川一丁目 23 番 26-505 号  
(調査研究・第三者評価: ☎03-5699-9435)  
従たる事務所 〒125-0035 東京都葛飾区南水元四丁目 12 番 9-401 号  
(成年後見・第三者評価: ☎090-2679-6953)  
同 〒351-0115 埼玉県和光市新倉一丁目 28 番 11 号  
(ケアホーム: ☎048-487-7039・mail: kinokosya@cap.ocn.ne.jp)
3. 年会費 正会員 年間一口 2 千円  
賛助会員(個人) 年間一口 2 千円・(団体) 年間一口 2 万円

※ 同封の「払込取扱票」におとところ・おなまえをご記入の上、お近くの郵便局でご入金下さいますようお願い申し上げます。 **一口以上のご加入を賜れば幸いです。**

平成 24 年 5 月吉日 理事長 村尾俊明 (成年後見)  
副理事長 伊藤繁代 (調査研究)  
同 上原隆夫 (ケアホーム)  
同 宮崎公秀 (第三者評価)

以上

一般社団法人日本ケアマネジメント学会  
理事及び監事候補者選出規則（案）

（総則）

第 1 条 一般社団法人日本ケアマネジメント学会定款第 26 条に定める役員の選任等は、この規則の定めるところによる。

（選挙事務）

第 2 条 理事候補者の選挙を実施するために、理事選挙管理委員会を置く。理事選挙管理委員会は、理事会の指名する若干名の委員によって構成され、委員長 1 名を互選する。

（理事候補者の選出）

第 3 条 理事は、社員総会の承認をもって選出される。

2 理事候補者は、定款第 13 条第 1 項に規定する選挙により選出された代議員の中から、代議員の選挙により理事定数の 2 分の 1 を選出する。

3 残りの 2 分の 1 の理事候補者は、前項により選出された理事候補者が合議し推薦した者とする。

4 第 2 項及び第 3 項により選出された理事候補者が、病気若しくは長期の海外出張などによる特別の理由により、理事就任の辞退を申し出た場合には、次点の者を繰り上げ当選とすることができる。

（選挙の方法）

第 4 条 第 3 条第 2 項の理事候補者選挙は、代議員の投票により行う。

2 第 3 条第 1 項の投票は、理事選挙管理委員会発行の投票用紙及び封筒により郵送にて行い、他の方法による投票は無効とする。

3 投票は、少なくとも社員総会期日の 1 ヶ月以上前の告示された日までに、理事選挙管理委員会に到着するように行われなければならない。

（選挙権及び被選挙権資格）

第 5 条 第 3 条に定める理事候補者の選挙の被選挙権を有する者は、当該選挙の行われる年の前年度までに入会し、同年度までの会費を納めている者とする。

2 第 3 条第 1 項の選挙は、前項に定める被選挙権を有する者の代議員名簿に基づいて行う。

3 前項の名簿は、当該年度の 月 日現在で作成し配布するものとする。

（当選人の決定）

第 6 条 投票の効力は、理事選挙管理委員会において判定する。所定の期日に間に合わなかったものは無効とする。

2 当選人は、得票数上位者から 10 名を当選とする。



3 投票の結果により同点者が生じ 10 名を超える場合は、抽選によって当選者を決定する。

4 抽選は、理事選挙管理委員会に於いて行う。

(監事候補者の選出)

第 7 条 監事は、社員総会の承認をもって選出される。

2 監事候補者の 1 名は、第 5 条に規定する資格を有する会員の中から、理事長が推薦する。ただし、選挙で選出された理事については、監事になることはできない。

3 他の 1 名の監事候補者は、第 5 条に規定する資格に関わりなく、専門性を有する者を理事長が推薦する。

4 理事候補者については、監事になることはできない。

(実施要領)

第 8 条 この規定による選挙の実施要領は、別に定める。

(規則の変更)

第 9 条 この規則を変更する場合は、社員総会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規定は、平成 24 年 7 月 14 日から施行する。

# 一般社団法人日本ケアマネジメント学会 理事選挙投票要領（案）

## 1. 目的

一般社団法人日本ケアマネジメント学会理事及び監事選出規則第 4 条に定める理事選挙の投票は、同規則に定める他この要領の定めるところにより公正に実施することを目的とする。

## 2. 投票の方法及び注意

- (1) 選挙管理委員会が発行した投票用紙には、代議員 5 名を所定欄に記入する。
- (2) 記入が終わった投票用紙は、各票を切り離さず「投票用中封筒」に封入し、これを「返信用封筒」に封入して所定の位置に投票者の住所、氏名を明記の上投票期限までに到着するよう投函する。

## 3. 無効票の扱い

- (1) 投票期限までに到着しなかったものは、無効とする。
- (2) 投票用紙に指定された事項以外の記入がある場合は、その記入のある票のみを無効とする。
- (3) 「投票用中封筒」に投票者の住所、氏名の記入や押印などがある場合は、その封筒に入っている票を全て無効とする。
- (4) 一枚の封筒に理事 5 名票以上の投票用紙が入っている場合は、その封筒に入っている票を全て無効とする。
- (5) 一枚の投票用紙に同一人氏名が 2 票以上記入されている場合は、その内 1 票のみを有効とし、それ以外の同一人氏名の票を全て無効とする。
- (6) その他、選挙管理委員会が無効と認めたものとする。

## 4. 投票期限

平成 年 月 日 ( ) までに到着したものを有効とする。

## 7 開票

- (1) 平成 年 月 日 ( ) 本学会事務局員を立会人として、選挙管理委員会が開票を行う。
- (2) 開票の結果、獲得票上位 10 名を当選とする。

## 8 投票の秘密

- (1) 選挙管理委員会に郵送された封筒は、開票日まで厳重に保管し投票の秘密を厳守する。
- (2) 開票済投票用紙は、選挙管理委員長が封印の上事務局において厳重に保管し、平成年度総会終了後 1 ヶ月間保管し断裁により廃棄する。

## 9 投票用紙の送付先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 21 番地 四谷ニューマンション 206 号

一般社団法人日本ケアマネジメント学会事務局 選挙管理委員会

TEL 03-5919-2245 FAX 03-5919-2246

## 10 本要領の施行

- (1) 平成 24 年 7 月 14 日から施行する。

## 「認定ケアマネジャー制度規則」の一部改正（案）

## 新旧比較表

24. 7. 14

現 行	改正案	改正理由
<p>第 2 章 認定ケアマネジャーの資格 (認定ケアマネジャーの資格要件)</p> <p>第 4 条 認定ケアマネジャーになるためには、次に定める全てを満たさなければならない。</p> <p>(1) 介護保険法の定める介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）として登録されており、ケアマネジャーとしての人格及び見識を備えていること。</p> <p>(2) 本学会員にあっては、資格申請時において継続して2年以上本学会員であること。</p> <p>(3) 本学会非会員においては、居宅介護支援におけるケアマネジャーとして3年以上の実務経験を有すること。</p> <p>(4) 本学会の主催する学会大会への参加等、認定ケアマネジャー制度規則細則に定める資格申請要件を満たしていること。</p> <p>(5) 本学会の施行する資格試験に合格すること。</p> <p>第 6 章 補 則</p>	<p>第 2 章 認定ケアマネジャーの資格 (認定ケアマネジャーの資格要件)</p> <p>第 4 条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 本学会非会員にあっては、居宅介護支援事業所若しくは<u>地域包括支援センターにおける介護予防担当者(介護支援専門員の有資格者)</u>として通算3年以上の実務経験を有すること。</p> <p>(4) 本学会の主催する<u>学術集会</u>への参加等認定ケアマネジャー<u>認定規則細則</u>に定める資格認定要件を満たしていること。</p> <p>(5) 同左</p> <p>第 6 章 補 則</p> <p>第 5 条 <u>本規則の改廃は、理事会の発議を経て社員総会の決議を経なければならない。</u></p> <p>第 6 条 <u>第 4 条の (3) 号及び (4) 号の一部改正は、平成 24 年 7 月 15 日から施行する。</u></p>	<p>今年度受験申請者に地域包括支援センター、認知症対応型協働生活介護施設からの申請があったが、現行制度では対応出来ないため、まず次年度は地域包括支援センターの要支援者を対象とするケアマネジャーに対象を拡大する。</p> <p>※語句の修正</p> <p>※法人化前は、本規則の改廃は総会の決議。法人化後は理事会の決議とする。</p> <p>※一部改正の施行日を明示する。</p>

# 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー制度規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この制度は、高齢者等への社会的支援において中心的な役割を担うケアマネジャー(介護支援専門員)の資質の向上を図り、ケアマネジメントの一層の充実を通じて利用者の生活の質の向上と住民の福祉に貢献し、あわせてケアマネジャーの専門性と社会的地位の一層の確立に資することを目的とする。

(学会の業務及び活動)

第2条 日本ケアマネジメント学会(以下「本学会」という。)は、前条の目的を達成するため本学会認定ケアマネジャーの認定を含む必要な業務及び活動を行う。

(学会の認定ケアマネジャーの会活動への支援)

第3条 本学会は、認定ケアマネジャーの広告、研修会講師の推薦等、認定ケアマネジャーの社会的地位及びその活動の支援等を積極的に行う。

## 第2章 認定ケアマネジャーの資格

(資格要件)

第4条 認定ケアマネジャーは、次に定める要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 介護保険法の定める介護支援専門員(以下、「ケアマネジャー」という。)として登録されており、ケアマネジャーとしての人格及び見識を備えていること。
- (2) 本学会員にあっては、資格申請時において継続して2年以上本学会会員であること。また、本学会非会員にあっては、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターにおける介護予防担当者(介護支援専門員の有資格者)として通算3年以上の実務経験を有すること。
- (3) 本学会の主催する学会大会への参加等、認定ケアマネジャー制度規則細則に定める資格申請要件を満たしていること。
- (4) 本学会の施行する資格試験に合格すること。

## 第3章 資格認定

(資格認定委員会)

第5条 本学会に認定ケアマネジャー資格認定委員会(以下「委員会」という。)を設け、認定業務その他必要な業務を行う。

(資格認定委員)

第6条 委員会は、本学会理事会において適任と認められた資格認定委員によって構成される。

(担当理事の配置)

第7条 委員会に理事会より選任された担当理事を1名置き、委員会業務を統括する。

(委員長)

第8条 担当理事は委員長を兼務することができる。

(委員会の業務)

第9条 委員会は理事会の定めた委員会内規に基づいて委員会業務を行う。

#### 第4章 資格の有効期間と更新

(資格の有効期間)

第10条 認定ケアマネジャーの資格は、本学会の施行する資格試験に合格し認定された翌年度の4月1日より5年間とする。

(認定資格の更新)

第11条 認定ケアマネジャーは、資格取得後も資質の向上を図り本学会の定める期間ごとに資格を更新しなければならない。

(資格更新の要件)

第12条 資格更新に必要な要件は、認定ケアマネジャー資格更新細則に定めるところによる。

#### 第5章 資格の喪失

(資格の喪失)

第13条 認定ケアマネジャーは、次のいずれかに該当するときは認定ケアマネジャーの資格を失う。

- (1) ケアマネジャーの資格を喪失したとき。
- (2) 認定ケアマネジャーの資格を自ら辞退したとき。
- (3) 申請書類に虚偽があったとき。
- (4) 資格更新を行わなかったとき。
- (5) 本学会理事会において認定ケアマネジャーとして適格でないと判断されたとき。

#### 第6章 補 則

第1条 本制度及びこの規則は、総会の議決を得て平成15年5月30日から施行する。

第2条 本規則の改廃には理事会の発議及び評議員会の承認を経て総会の議決を必要とする。

第3条 本規則第4章第12条(資格更新の要件)挿入の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

第4条 本規則第4条(資格要件)(4)号の廃止及び第13条(資格の喪失)(4)号の廃止の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

第5条 本規則の改廃は、理事会の発議を経て社員総会の決議を必要とする。

第6条 第4条の(3)号及び(4)号の一部改正は、平成24年7月14日から施行する。

## 東日本大震災被災会員に対する義援金の配分について

日本ケアマネジメント学会

東日本大震災・災害救助法適用市町村在住会員被害状況

## 1. 被害状況確認調査

災害救助法適用市町村に在住する会員数は、92名であり、全員について被害調査を実施したところ64名（70%）から回答を得た。調査は、11月に郵送、2月にハガキ送付、3月に電話を中心に聞き取りで行った。その結果、71名が確認され21名については転居、職場退職等で照会中となっている。

平成24年3月31日現在

県名	会員数	家屋被害	勤務先被害	収入変化	連絡不可	被害なし
青森県	4	0	1	0	1	2
岩手県	22	6	7	4	4	9
宮城県	19	5	6	5	6	3
福島県	7	3	6	1	0	1
茨城県	18	6	5	1	3	6
栃木県	12	3	1	0	4	4
千葉県	10	4	0	1	3	3
計	92	27	26	12	21	28

## 2. 学会の対応策

当学会では、3月22日ゆうちょ銀行に義援金の振替口座を開設し、広く支援を呼びかけた。一方、平成23年度年会費について、免除措置の特別扱いを決定し4月18日被災会員各位に通知した他、厚労省老健局にたいし、被災された要援護者等への対応に関し、被災地県外へ移動した場合にあっても弾力的な取扱いが出来るよう文書を以て要望した。

## 3. 義援金の配分

配分委員会を開催し、検討の結果、義援金総額 542,209円を家屋被害を中心に27名の方に一律2万円の配分を決定し送金した。

なお、学会では、大震災発生の翌日3月11日から12日の2日間開催した「第2回日本ケアマネジメント学会 in 北九州」研究大会会場において義援金を募ったところ、69,856円の支援があり、学会の義援金振替口座開設前であったので、「日本赤十字社東北関東大震災支援金口座」に振込を行った。

今後の予定

資料7

年度	月	日				備考
23年度	4					
	5		第1回理事会			
	6	6/16	平成23年度総会(東京)			日本老年学会総会
			第2回理事会			
	7					
	8	8/10	一般社団法人登記			
				第1期代議員就任 (23.8.10~27.6)	第1期理事・監事就任 (23.8.10~25.6.5)	
	9					
	10					
	11		第3回理事会 諸規程審議①			提出規程等
	12					・理事及び監事候補者選出規則(案)
	1					・同投票要領(案)
24年度	2					・会員規則(案)
	3		第4回理事会 諸規程審議②			・理事会運営規程(案)
	4					・委員会設置規程(案)
	5		第1回理事会 諸規程審議③			・同運営要領(案)
	6					・旅費規程(案)
	7	7/14	第1回定例社員総会(広島)	▼<就任1年>	▼<就任1年>	・事務局の組織及び運営に関する規定(案)
			役員選挙制度規定決議			・経理規程(案)
	8					
	9					
	10					
	11		第3回理事会 諸規程審議④			
	12		役員選挙準備 被選挙人(代議員40名 役員22名候補者)			
25年度	1					
	2		役員選挙開始			
	3		第4回理事会 諸規程審議⑤			
	4		新理事候補者、監事候補者会議			新役員構成内定・名簿作成
	5		第1回理事会 諸規程審議⑥			
	6	6/5	第2回定例社員総会(大阪)	▼<就任2年>	▼<就任2年>	日本老年学会総会
			第2回理事会	役員交代	6/4任期満了 第2期理事臨時就任 (25.6.4~27.6)	
	7					
	8					
	9					
	10					
	11		第3回理事会			提出規程等
12					・代議員選挙規程(案)	
26年度	1					・同投票要領(案)
	2					
	3		第4回理事会			
	4					
	5		第1回理事会			
	6	未定	第3回定例社員総会(新潟県予定)	<就任3年>	<就任1年>	
			代議員選挙制度決議			
			第2回理事会			
	7					
	8					
	9					
	10					
11		第3回理事会				
12		代議員選挙 (7ブロック28名、全国52名選出)				
27年度	1					
	2					
	3		役員選挙 第4回理事会			
	4					
	5		第1回理事会			
	6	6/14	第4回定例社員総会(横浜市予定)	▼<任期満了>	▼<就任2年>	日本老年学会総会
			第2回理事会	代議員・役員交代	第3期理事・監事就任 (27.6.~29.6.)	
				第2期代議員就任 (27.6.~31.6.)		
	7					
	8					
	9					
	10					
11		第3回理事会				
12						
1						
2						
3		第4回理事会				



ウ 日本ケアマネジメント学会「第 13 回研究大会」及び「第 14 回  
研究大会」の開催予定

区 分	第 13 回研究大会	第 14 回研究大会
開催年度	平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）
開催日程	未定	6 月 12 日（金）第 29 回日本老年 学会総会 13 日（土）第 14 回研究大会 14 日（日） ”
開催地・会場	新潟県・未定	神奈川県・パシフィコ横浜
大会長	未定	服部万里子（総務担当理事）
現地事務局	未定	未定
実施協力団体	新潟県社会福祉士会 介護福祉士会 介護支援専門員協会 社会福祉協議会	未定
（参考） 第 29 回日本老年 学会総会事務局	———	東京医科歯科大学大学院・老年病 内科

厚生労働省老健局総務課長 殿

一般社団法人 日本ケアマネジメント学会  
理事長 橋本 泰子

平成24年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について

標記について、関係書類を添えて協議（応募）する。

1. 協議（応募）額 金 36,726千円
2. 平成24年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（応募）額調書（別紙1）
3. 法人の概況書（別紙2）
4. 事業の実施体制（別紙3）
5. 平成24年度老人保健健康増進等事業実施計画書及び国庫補助協議（応募）額内訳書（別紙4）
6. 事業実施年間スケジュール表（別紙5）
7. 添付書類
  - ・ 平成24年度歳入歳出（収入支出）予算（見込）書抄本又はこれに相当する書類  
予算書には当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること
  - ・ 法人においては、①定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等、②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書）、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書
  - ・ その他（事業内容について参考となる資料）

担当者

所属 日本ケアマネジメント学会 事務局  
氏名 桂川 直幸  
TEL 03(5919)2245  
FAX 03(5919)2246  
E-mail jscm@h4.dion.ne.jp  
通知等送付先住所 〒160-0003  
新宿区本塩町12 四谷ニューマンション206号

## 平成24年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議額調査

都道府県、市町村又は法人名 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会

(単位：千円)

区分番号	事業名	事業実施目的・事業内容	国庫補助協議（応募）額
第1 7	介護支援専門員のスーパービジョン実践としての実習型研修の普及に向けての調査研究	介護支援専門員が良質なケアマネジメントを展開するために、地域において介護支援専門員の指導者チームを組織し、0JTに近い研修形態での個別化されたモデル実習型研修カリキュラムとして開発された「介護支援専門員を対象とした短期実習プログラム」のブラッシュアップ及び全国普及のための実証評価を行う。	24,951
第1 7	介護支援専門員の資質向上とケアマネジメントのあり方に関する調査・研究事業	介護支援専門員は社会資源の調整により在宅生活を可能にするよう支援するが、このような成果だけでなく、利用者や介護者の身体機能面、精神心理面、社会環境面等多様な側面での改善や変化をもたらすと同時に、サービス提供者やその事業者にも影響を与える側面がある。このようなケアマネジメントが及ぼす影響を体系的に整理し、ケアマネジメントがもたらす成果を明らかにする。それをケアマネジメントの評価指標とし、研修プログラムに取り入れ、同時に介護支援専門員研修の内容の改善に向けて提案していく。	11,775
合 計 ( 2 件 )			36,726

## 法人の概況書 [記載例]

法人名	一般社団法人 日本ケアマネジメント学会		代表者名	理事長 橋本 泰子
住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町12 四谷ニューマンション206号		代表電話	03-5919-2245
法人設立年月日 〔任意団体設立〕	平成23年8月10日 〔平成13年7月14日〕		職員数	3人（うち常勤1人）
会員数	2,300人	会員資格	正会員：この法人の目的に賛同するケアマネジメントに関する研究又は業務を行う個人 学生会員：この法人の目的に賛同する大学院に在籍する学生 賛助会員：本会の目的に賛同し事業に協力する個人又は団体 名誉会員：この法人ケアマネジメントの研究に特に貢献のあった個人で、理事会で推薦され社員総会で承認された者	
事業内容	1. 学術集会の開催 2. 学会誌、広報誌の発行 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業			
直近過去5年間の実績等 (活動内容)	1. 学術集会の開催実績 第6回 平成19年6月 北海道・ロイトン札幌 第7回 平成20年7月 熊本県・熊本市市民会館 第8回 平成21年6月 神奈川県・パシフィコ横浜、国立大ホール 第9回 平成22年8月 埼玉県・立教大学新座キャンパス 第10回 平成23年6月 東京都・京王プラザホテル  2. 学会誌、広報誌発行実績 (1) 学会誌 平成14年から毎年1回 第10号まで発行 (2) 広報誌 平成14年から毎年2回 第21号まで発行  3. 各地域との共催の研究大会及び公開講座の開催（不定期）実績 (1) 研究大会の共催 平成14年以降21回開催 (2) 公開講座の開催 平成14年以降15回開催  4. ケアマネジャーに対する「認定ケアマネジャー制度」の実施 平成15年から、高齢者への社会的支援において中心的な役割を担うケアマネジャー（介護支援専門員）の資質の向上を図り、ケアマネジメントの一層の充実をととして利用者の生活の質の向上と住民の福祉に貢献し、併せてケアマネジャーの専門性と社会的地位の一層の確立に資することを目的として、試験による「認定ケアマネジャー資格」を付与している。 試験は、平成15年以降毎年実施し、平成18年からは非会員も受験対象			

として認め、又、平成 24 年度から包括支援センターのケアマネジャーに受験範囲を拡大する。平成 23 年 4 月 1 日現在の資格取得者は 783 人となった。

#### 5. 「認定ケアマネジャーの会」運営

本会は、日本ケアマネジメント学会の運営組織の下に、質の高いケアマネジメントの技術を取得するための自己研鑽が可能となる場を提供し、介護支援専門員に対する実践的な支援及び指導ができる質の高い人材を育成することを目的として平成 18 年に発足した。

本会の事業は、研修会・講習会の開催、ケアマネジメントに関する調査研究の実施、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこととし、これまでに次の事業を実施した。

- (1) スーパーバイザー養成講座の開講（平成 20 年度から 5 回開催）

基礎講座、応用講座、実践講座延べ 8 日間

全講座修了者 188 名

- (2) 上記全講座修了者に対する「フォローアップ研修」述べ 2 日間

受講終了者 61 名

- (3) 学会発表支援塾述べ 4 日間（平成 22 年度から 3 回開催）

入門編修了者 134 名

入門編・実践編修了者 119 名

（注）第 3 回開催から実践編 2 回（述べ 4 日）開催

- (4) 介護保険の運営に関わる提言

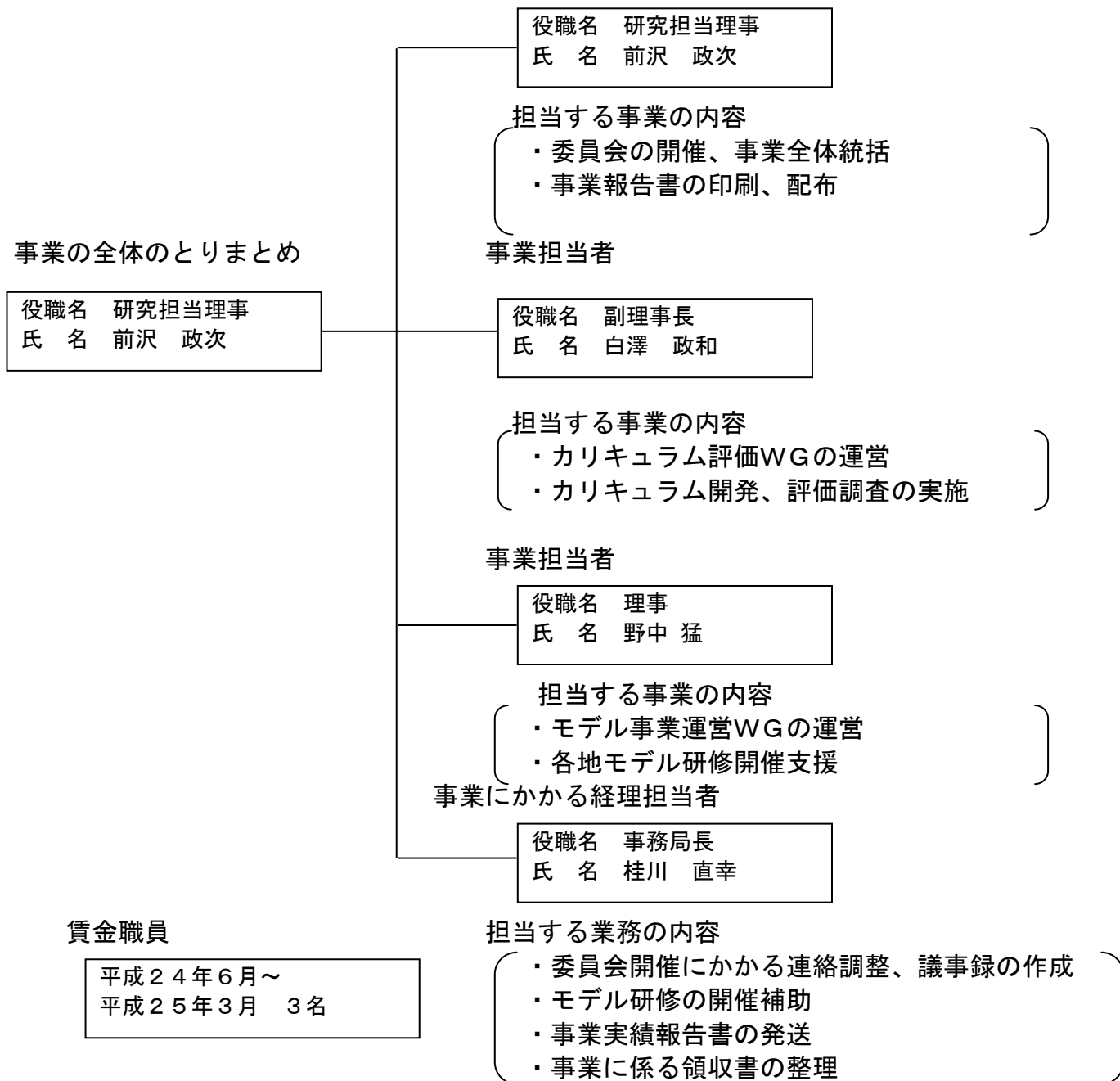
平成 20 年度介護報酬改定の時期に合わせ、会員のアンケートをとりまとめ厚生労働省の所管課に要望を行った。

- (5) 平成 23 年 12 月「認定ケアマネジャーを対象とした主任介護支援専門員に関する意識調査」の結果に基づき、「今後の主任介護支援専門員のあり方についての提言」を厚生労働省の所管課に提出した。

## 事業の実施体制

都道府県、市町村又は団体名 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会  
 事業名 介護支援専門員のスーパービジョン実践としての実習型研修の普及に向けての調査研究

事業担当者（当省との連絡担当者）



### （記入上の留意事項）

- （1）1枚で不足する場合には、同様の様式により作成のうえ添付して下さい。
- （2）複数の事業を申請する場合には、事業毎に別葉として下さい。事業の内容に沿った担当者とその役割を記入して下さい。
- （3）役職名となっているところは例示であり、貴団体における役職に置き直して記入して下さい。
- （4）「担当する事業の内容」は、「別紙4」の「1. 実施計画書」における「③事業内容」欄で記入していただく内容のうち、それぞれが担当する内容を記入して下さい。
- （5）事業担当者と経理担当者は兼ねることができません。

平成24年度老人保健健康増進等事業実施計画書及び国庫補助協議額内訳書

1. 実施計画書

都道府県、市町村又は法人名	代表者氏名
一般社団法人日本ケアマネジメント学会	理事長 橋本 泰子

区分(第1又は第2)	第1	区分番号	7
------------	----	------	---

① 事業名	介護支援専門員のスーパービジョン実践としての実習型研修の普及に向けての調査研究
[新規・継続(〇〇年度から)事業の別]	[ <u>新規</u> ・ 継続 ( 年度から ) ]
② 事業実施目的	現状の法定研修や事業者毎に実施している研修は、OJTのような実践を学ぶ機会が乏しく、地域や事業者毎の差異が大きい。そこで、介護支援専門員が良質なケアマネジメントを展開するための実習型研修機会の提供により、初任者の不安軽減、人材定着、および指導者層の人材育成を目指す。
③ 事業内容	<p>介護支援専門員が良質なケアマネジメントを展開するために、地域において介護支援専門員の指導者チームを組織し、OJTに近い研修形態での個別化されたモデル実習型研修カリキュラムとして開発された「介護支援専門員を対象とした短期実習プログラム」のブラッシュアップ及び全国普及のための実証評価を行う。</p> <p>このカリキュラムは、①実習形式 (Interning)、②事業所を超えた (Inter-Organizational)、③個別化された (Individualized)、④相互研鑽 (Inter-educational) という「4つの“1” (アイ)」という特徴を持つものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－受講者のケアプランを指導者とともに入力確認部分から確認する初回全体研修</li> <li>－指導者・受講者それぞれのケースの担当者会議及びモニタリング訪問への同行を含む4回の実習形式の研修</li> <li>－振り返りのプレゼンテーションを行う最終日全体研修</li> </ul> <p>とを組み合わせ、事業所の異なる指導者と受講者が対になり、個別的に指導をすることで、相互に実践力や指導力の向上を目指すものである (図1参照)。</p> <p>昨年度の試行に対する指導者・受講者の評価は「期待以上」であり、これまでのOJTや研修に比べても高く評価されている。さらに、プログラム前後の比較では、受講者のケアマネジメント業務への自信、指導者のケアマネジメント指導に対する自信のいずれも向上しており、介護支援専門員の能力向上に大きく貢献することが示唆された。事業所を超えた指導により、自事業所にはない視点を獲得するとともに、気兼ねなく質問できる環境や小規模事業所も指導できる環境を得られ、さらに地域資源との関わり方を身につけ、新たなネットワークづくりにもつながっている。</p>

## 研修スケジュール



図1：カリキュラム内容

しかし今後全国への普及に向けては、以下のような課題が明らかになっている。

### ●研修の質の担保

- ・指導者の質の確保（指導者向け研修の実施、指導者要件等）
- ・プログラム内容の見直し（オプション研修の在り方等）
- ・評価手法（受講者・指導者双方へのポートフォリオ評価）

### ●運営方法の標準化

- ・運営事務局の形態、現地事務局体制の確保
- ・受講者の募集方法
- ・指導者と受講者のマッチング方法

### ●運営コストの考え方の整理（人件費、物件費）

### ●地域特性による違いの整理（都市部／群部等の違い、地域の人的資源の違い（協議会の有無等）／実施エリアの適正規模）

これらの課題解決に向けて、次のように実習型研修普及に向けた事業を実施する。

#### (1) カリキュラム開発

- ・プログラム、運営内容の見直し
- ・指導者研修の標準化及び標準ツール（DVD等）の作成
- ・指導者・受講者マニュアル及び運営マニュアルの改訂
- ・運営形態の類型化（協議会設置、実施エリア等）
- ・上記を受けた運営マニュアルの改訂

#### (2) モデル事業実施

- ・地域特性に応じた試行実施（実施イメージ 図2参照）
  - 例 ・大都市（東京都区部・政令指定都市）の場合
  - ・中都市（人口10万人以上の都市）の場合
  - ・小都市（人口10万人未満の都市）の場合
  - ・町村（郡部含む）の場合

#### (3) 評価

- ・研修内容評価及びコスト評価



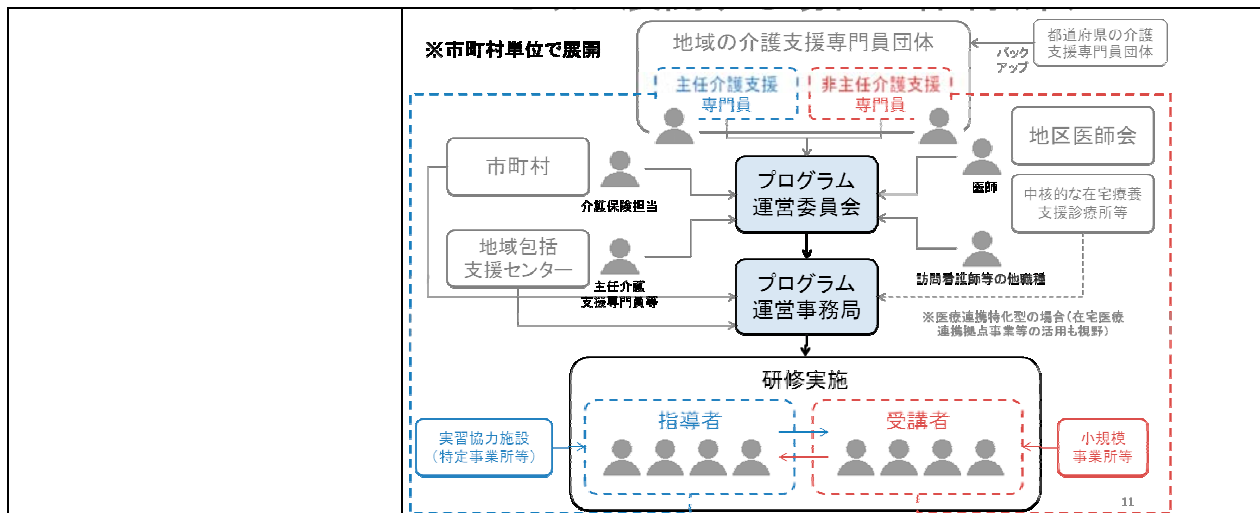


図2 地域で展開する場合の体制(案)

④ 国庫補助協議額	24,951千円
⑤ 事業実施予定期間	内示日 から 平成25年3月31日
⑥ 事業実施予定場所	北海道、岩手県、群馬県、東京都、千葉県、愛知県、山口県、長崎県、熊本県、福岡県、沖縄県等から選定(予定)
⑦ 国庫補助協議(応募)を行う理由(新規実施又は継続実施の必要性)	<p>介護保険制度の健全な発展、地域包括ケアの実現に向けて質の高い介護支援専門員の育成は喫緊の課題である。</p> <p>本事業は、当学会が2008年度から継続的に研究してきたスーパービジョンのあり方に関する研究、およびスーパービジョン実践としての地域におけるOJTの実践に関する研究を発展させた実習型研修の実証事業である。介護支援専門員の実務能力、指導能力向上のため、早期に同研修を全国普及させることが必要である。</p>
⑧ 事業の効果及び活用方法(今後の展開)	<p>地域における介護支援専門員の実習型の研修プログラムを本調査研究により確立し、法定研修等への組込等により、全国に定着することを目指す。このことにより、介護支援専門員の現場実践能力の向上ができ、指導者もスーパービジョン実践力向上が可能になる。また、主任介護支援専門員や特定事業所・地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員の底上げを図る役割を明確化にすることができる。</p>
⑨ 本事業における過去3カ年の事業名(交付額)(実施年度)	介護支援専門員に対するスーパービジョンのあり方に関する研究 (18,750千円 2010年度)
⑩ 当該年度における他の補助事業等への申請(応募)状況	特になし

## 調 査 事 業 計 画 書

都道府県、市町村又は法人名	代 表 者 氏 名
一般社団法人日本ケアマネジメント学会	理事長 橋 本 泰 子

調 査 名		介護支援専門員のスーパービジョン実践としての実習型研修の普及に向けての調査研究
調 査 対 象	調査対象地区等	北海道、東京都、神奈川県、群馬県、佐賀県、長崎県、熊本県、山口県、福岡県等から選定(予定)
	調査対象者等	受講する介護支援専門員、指導する介護支援専門員、各所属先(受講/指導する介護支援専門員の所属する居宅介護支援事業所、指導者チームのコーディネートをを行う地域包括支援センター)の管理者
	悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) ※抽出の場合は抽出方法 悉皆
	調 査 方 法	(聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入) 聞き取りによる調査(一部調査票による郵送調査)
	調 査 客 対 数	① 受講する介護支援専門員 5人×10地域=50人 ② 指導する介護支援専門員 5人×10地域=50人 ③ チームを構成する介護支援専門員 5人×10地域=50人 ④ 所属先(①～③)の管理者
調 査 内 容		(主要調査事項及び内容) ① 受講する介護支援専門員 ・ポートフォリオ評価 受講計画、事後自己評価、指導者フィードバックによるポートフォリオによる技量に対する評価 ・聞き取り、調査票による評価 技量、満足度、業務実践に対する自信の評価 運営課題の評価(期間、カリキュラム、費用・報酬) ② 指導する介護支援専門員 ・ポートフォリオ評価 指導計画、事後自己評価、受講者フィードバックによるポートフォリオによる技量に対する評価 ・聞き取り、調査票による評価 技量、満足度、指導実践に対する自信の評価 運営課題の評価(期間、カリキュラム、費用・報酬) Kirkpatrick (1994) の指標を参考に作成したスーパービジョン研

	<p>修の評価項目を用いて評価する。</p> <p>ア) 反応 (Reaction) : 感想など主観的側面  イ) 学習 (Learning) : 学んだケース対応に関する知識  ウ) 行動 (Behavior) : 日常実務における実践  エ) 結果 (Result) : 自身のケアマネジメント実践</p> <p>以上について、ア)は実施直後、イ、ウ、エ)は実施前後(前、直後、3ヶ月後)に収集する</p> <p>③ チームを構成する介護支援専門員  地域特性に応じたチームのあり方に対する評価</p> <p>④ 各所属先(①～③)の管理者  事業所の枠を超えた人材育成モデルに対する評価  地域の事業所、包括支援センターの役割に対する評価</p>
調査時期	平成24年9月頃～12月頃
調査結果の主要集計項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各調査事項に関するオープン・コーディング (Open Coding)</li> <li>・グラウンデッドセオリーアプローチに基づく評価</li> </ul>
その他参考事項	

(記入上の留意事項)

(1) 調査事業毎に別葉として下さい。

- ・ 1つの事業で複数の調査事業を行う予定の場合には、調査事業それぞれについて作成して下さい。

(2) 「都道府県、市町村又は法人名」「代表者氏名」

- ・ 「別紙様式」(1枚目)等、他のページの同内容記載箇所と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。

(3) 記入各項目

- ・ 具体的に記入して下さい。特に「調査内容」、「調査結果の主要集計項目」は詳細に記入して下さい。

2. 国庫補助協議額内訳書

都道府県、市町村又は法人名
一般社団法人日本ケアマネジメント学会

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳
報酬	2,058,900	「事業検討委員会」委員手当 委員長 15,100円×6回×3人=271,800円 委員 12,900円×6回×11人=851,400円 「カリキュラム・評価WG」委員手当 委員長 15,100円×7回=105,700円 委員 12,900円×7回×6人=541,800円 「事業WG」委員手当 委員長 15,100円×2回=30,200円 委員 12,900円×2回×10人=258,000円
賃金	4,980,000	事務局職員賃金 8,300円×3人×200日=4,980,000円
諸謝金	2,350,000	原稿執筆謝金 2,000円×100枚=200,000円 実証地域協力謝礼 指導者 3,000円×5人×10地域=150,000 受入機関 30,000円×5人×10地域=1,500,000 運営機関 50,000円×1人×10地域=500,000
旅費	2,296,000	委員会旅費 遠方 25,000円×6回×7人=1,050,000円 近郊旅費 1,000円×6回×7人=42,000円 WG旅費(力・評) 遠方 25,000円×7回×3人=525,000円 近郊旅費 1,000円×7回×4人=28,000円 WG旅費(事業) 遠方 25,000円×2回×7人=350,000円 近郊旅費 1,000円×2回×3人=6,000円 事務局職員現地調査旅費 遠方 25,000円×1人×延10回=250,000円 近郊旅費 1,000円×15回×3人=45,000円
消耗品費	10,000	事務局消耗品一式 10,000円
会議費	66,500	委員会 500円×14人×6回=42,000円 WG 500円×7人×7回=24,500円
印刷製本費	1,055,250	マニュアル印刷費 300円×800冊×1.05=252,000円 報告書印刷費 450円×1000冊×1.05=472,500円 版下 2100円×150p×1.05=330,750円
雑役務費	630,000	テープ起こし 315,000円 DVD作成費 315,000円
通信運搬費	241,000	調査票郵送費 270円×100人×3回=81,000円 報告書郵送費 160円×1000冊=160,000円
委託料	10,626,000	委員会・WG運営、アンケート収集・分析 カリキュラム作成支援、実証運営支援 10,626,000円 報告書編集支援
使用料及び賃借料	637,350	会議室借り上げ代 委員会/WG 35,000円×13回×1.05=477,750円 事業WG 60,000円×2回×1.05=126,000円 振り込み手数料 420円×80回=33,600円
合計	24,951,000円	(国庫補助協議額 24,951千円)

事業実施年間スケジュール表 [記載例]

		都道府県、市町村又は法人名 一般社団法人 日本ケケアマネジメント学会			
平成24年4月	5月	7月	8月	9月	
事業実施内容	<p>委員会の開催</p> <p>●</p> <p>カリキュラム・評価WGの開催</p> <p>●</p> <p>カリキュラム・評価項目策定 モデル事業運営WGの開催</p> <p>●</p> <p>地域選定</p> <p>●</p> <p>実施体制準備(運営手引作成、事務局説明会) モデル事業の実施</p> <p>●</p>				
	10月	11月	平成25年1月	2月	3月
事業実施内容	<p>●</p> <p>委員会の開催</p> <p>●</p> <p>カリキュラム・評価WGの開催</p> <p>●</p> <p>モデル事業運営WGの開催</p> <p>●</p> <p>モデル事業の実施</p> <p>●</p> <p>モデル事業の評価</p> <p>●</p> <p>調査結果の分析・報告書の作成</p> <p>●</p> <p>報告書の印刷・配布</p> <p>●</p> <p>事業完了報告書の作成</p>				

(記入上の留意事項)

- ◇ 上記記載例を参考に、「別紙4」の「1. 実施計画」における「③事業内容」について、どのようなスケジュールで事業を実施していく予定かを記入して下さい。(新規事業は「内示日」以降の事業着手となるよう、留意願います。)

## 【参 考 資 料】

### 資料目次

1	一般社団法人 日本ケアマネジメント学会定款・・・・・・・・・・	82頁
2	日本ケアマネジメント学会会則・・・・・・・・・・	90頁
3	認定規則細則、資格更新細則 平成24年度認定ケアマネジャー資格認定要領、資格更新要領・・・	94頁
4	各年度末現在の会員数の推移・・・・・・・・・・	105頁
5	会員の状況・・・・・・・・・・	106頁
6	役員名簿、代議員名簿・・・・・・・・・・	109頁

# 一般社団法人日本ケアマネジメント学会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ケアマネジメント学会（英名：Japan Society of Care Management）と称し、略称を JSCM とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都新宿区 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ケアマネジメントに関する学際的な研究の推進及び研究者相互の連絡と協力の促進、内外の学会との連携、ケアマネジメントの技術の教育、社会啓発活動等を図り、質の高いケアマネジメントを実現し、援助を必要とする者及びその家族等の生活の質を高め、もって豊かな地域社会の創造に資するとともに、高齢者・障害者等に関する学問の進歩発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会等の開催
- (2) 学会誌、広報誌、その他刊行物の発行
- (3) 研究及び調査活動の推進
- (4) 認定ケアマネジャーの資格認定
- (5) 認定ケアマネジャー活動の推進
- (6) 関連学会との連携及び協力
- (7) 国際的な研究協力の推進
- (8) 啓発普及活動
- (9) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(法人構成等)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同するケアマネジメントに関する研究又は業務を行う個人
  - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同する大学院に在籍する学生
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人または団体
  - (4) 名誉会員 この法人又はケアマネジメントの発展に特に貢献のあった個人で、理事会で推薦され社員総会で承認された者
- 2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員は、代議員及び役員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって名誉会員となる。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 正会員及び学生会員は、この法人の事業活動の費用に充てるため、社員総会で別に定める会費等の規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、会費等の規則に基づき賛助会費を納入しなければならない。
  - 3 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(退会)

第 9 条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

- 第 11 条 会員は、次の事由により、その資格を喪失する。
- (1) 第 8 条の納入義務を 3 年以上履行しなかったとき。
  - (2) 退会したとき。
  - (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 2 資格を喪失した会員が、一般法人法上の社員である場合は、同時に社員の資格も喪失する。
- 3 会員が第 1 項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人の会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 4 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

### 第 3 章 代 議 員

(代議員の定数)

第 12 条 この法人に、50 名以上 100 名以内の代議員を置く。

(代議員の選任)

- 第 13 条 代議員は、正会員の中から、別に定める選挙の規則に基づき選出する。
- 2 代議員は、役員を兼ねることができない。
  - 3 代議員の欠員により、前条の定数の下限に満たない場合は、別に定める選挙の規則に基づき速やかに欠員を補充しなければならない。

(代議員の職務権限)

第 14 条 代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を審議し、決議する。

(代議員の任期)

- 第 15 条 代議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
- 2 補充又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 代議員の再任は妨げない。
  - 4 代議員が辞任又は任期満了により、その総数が第 12 条の定数の下限に満たなくなったときは、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。



## 第4章 社員総会

### (構成等)

第16条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

3 会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、賛助会員についてはこの限りでない。

### (権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費等の規則

(2) 代議員選挙の規則及び役員候補者選出の規則

(3) 役員を選任又は解任

(4) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 理事会において社員総会に付議した事項

(8) 会員の除名

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は毎事業年度終了後速やかに開催し、臨時社員総会は必要ある場合に開催する。

### (招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、会議の目的事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第20条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

### (議決)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

### (書面表決等)

第22条 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

### (会員への公示)

第23条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に公示する。

### (議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

### (役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、別に定める役員候補者選出の規則に基づき社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち理事いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他法令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。

### (報酬等)

第31条 代議員及び役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に定める事項

(開催)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長に事故等による支障があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等による支障があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条に定める理事会決議の省略の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け執行するものとする。
- 2 前項の事業計画及び収支予算は、定時社員総会において改めて審議し決議する。審議の結果、見直すべき項目が生じたときは、定時社員総会の決議により変更又は修正する。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会で決議のうえ、定時社員総会において承認を得るものとする。
- 2 前項の定時社員総会の終結後、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を公告するものとする。

(剰余金)

- 第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって変更することができる。

(解散)

- 第43条 この法人は、総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散

する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するため必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報関係

(情報関係)

第47条 正会員は、この法人につき一般法人法が社員に認める情報請求権を社員と同様に行使することができる。

## 第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この法人は、任意団体日本ケアマネジメント学会に属する一切の権利義務を承継する。
- 4 この法人の最初の代議員は、次のとおりとし、法人の成立と同時に選任されたものとする。最初の代議員については、第12条及び第13条第1項の規定を適用しない。

最初の代議員	伊藤 光保	内田恵美子	太田 秀樹	岡田 喜篤	岡田 進一
	奥田亜由子	奥西 栄介	香川幸次郎	加瀬 裕子	片山 壽
	金井 一薫	金田 弘子	神谷 良子	神崎 浩之	佐藤 咲恵
	篠田 道子	柴尾 慶次	柴口 里則	柴山志穂美	島村八重子
	清水 洋子	高玉 真光	竹内千枝美	田高 悦子	手島 陸久
	長安つた子	西元 幸雄	野中 博	濱田 和則	林 和美
	廣部すみえ	福島 道子	益田雄一郎	松永喜久恵	水下 明美
	山崎きよ子	山崎 弘子	山田 圭子	吉谷 敬	渡辺 光子

(以上、現在の評議員全員・アイウエオ順)

5 最初の代議員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に拘わらず、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

6 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	橋本 泰子	白澤 政和	竹内 孝仁	佐藤美穂子	服部万里子
	石渡 和実	遠藤 英俊	奥田 龍人	落久保裕之	亀井 智子
	佐々木栄子	白木 裕子	関田 康慶	高砂 裕子	田中 滋
	野中 猛	橋本 正明	福富 昌城	堀尾 慎彌	前沢 政次

(以上、現在の理事全員・理事長、副理事長、総務担当理事以外はアイウエオ順)

設立時監事	多田 哲夫	村尾 俊明
-------	-------	-------

(以上、現在の監事 2 名・アイウエオ順)

7 この法人の設立時理事長は、橋本泰子とする

8 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりとする。

設立時社員	住 所	横浜市青葉区藤が丘二丁目 1 番地 3 ソルジェガーデン 909 号
	氏 名	橋本泰子
同	住 所	三重県名張市桔梗が丘 1 番町 2 街区 16 番地
	氏 名	白澤政和
同	住 所	東京都文京区小日向 2 丁目 24 番 8-301 号
	氏 名	竹内孝仁
同	住 所	川崎市高津区久本 3 丁目 6 番 4-606 号
	氏 名	佐藤美穂子

以上、一般社団法人日本ケアマネジメント学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 7 月 22 日

設立時社員	橋本 泰子	Ⓜ
同	白澤 政和	Ⓜ
同	竹内 孝仁	Ⓜ
同	佐藤美穂子	Ⓜ

捨て印

⑩

⑩

⑩

⑩

## 5.日本ケアマネジメント学会会則

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本ケアマネジメント学会 Japan Society of Care Management (JSCM) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都におく。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ケアマネジメントに関する学際的な研究の推進及び研究者相互の連絡と協力の促進、内外の学会との連携、ケアマネジメントの技術の教育、社会啓発活動等を図り、質の高いケアマネジメントを実現し、援助を必要とする者及びその家族等の生活の質を高め、もって豊かな地域社会の創造に資するとともに、高齢者・障害者等に関する学問の進歩発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 学会誌の発行
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

#### 1 正会員

ケアマネジメントに関する研究を行う者及びケアマネジメントに関わる業務に従事する者は理事会の承認を経て、本会の会員となることができる。(学生については大学院生以上のものとする。)

#### 2 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する団体または個人は理事会の承認を得て、本会の賛助会員となることができる。

### 3 名誉会員

本会に功労のあった者又はケアマネジメントの発展に特に貢献があった者を理事会で議決の上、総会において承認された者を名誉会員とすることができる。

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(退 会)

第7条 会員は、いつでも理事会に届け出て退会することができる。

また、会費を3年以上滞納した会員は、理事会において退会したものとみなす。

(除 名)

第8条 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をした会員、あるいは別に定める本会の規約に背く行為のあった会員は、理事会において除名することができる。

## 第4章 役員等

(役 員)

第9条 理事は10名以上20名以内をおき、理事長、副理事長及び総務担当理事等をおく。

2 監事2名をおく。

(理事及び監事の選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員の中から選挙等の方法により選任する。

2 監事2名は、理事長が推薦する。内1名は、会員資格に関わりなく専門性を有する者を推薦することができる。

3 選挙による選出理事の合議により推薦された理事及び前項の監事については、総会の承認を得て選任する。

4 理事長は、理事会において互選する。副理事長及び総務担当理事は理事長が指名する。

(任 期)

第11条 理事及び監事の任期は総会において承認された翌日から3年後の総会が終了する日までとする。理事及び監事は再選することができる。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事長)

第12条 理事長は本会を代表する。

2 理事長に事故がある場合には、副理事長が職務を遂行する。

(理 事)

第13条 理事は、理事会を組織し、会務を遂行する。

2 理事会は理事の過半数（委任状提出者を含む）の出席をもって成立する。



(監 事)

第 14 条 監事は、会計及び会務の遂行状況を監査する。

(評議員会)

第 15 条 本会に評議員会を置くことができる。

(専門委員)

第 16 条 理事会は、委員を委嘱し会務の遂行を補助させることができる。

## 第 5 章 会 議

(会 議)

第 17 条 本会は、以下の会議を開催する。

- 1 理事会
- 2 総会
- 3 事例検討会、研究報告会等の学術集会
- 4 その他、理事会において必要と認める会議

(招 集)

第 18 条 理事長は、年 1 回通常総会を招集しなければならない。理事長が必要と認めるとき、または正会員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、臨時総会を開く。

(議 決)

第 19 条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第 6 章 会 計

(経 費)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(予算及び決算)

第 21 条 本会の予算及び決算は、理事会で議決のうえ、総会の承認を得てこれを決する。

- 2 会計担当理事は、毎会計年度の終了後、遅滞なく決算書をつくり監事の監査を経たのち、総会に提出する。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第 23 条 本会則を変更し、又は本会を解散するには、正会員の 3 分の 1 以上又は理事の過半数の提案により、総会出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 附 則

第1条 本会則は、平成13年7月14日から施行する。

第2条 第3条(目的)は、平成15年6月20日から施行する。

第3条 第10条(理事及び監事の選任)は、平成21年6月18日から施行する。

第4条 第5条第3項の名誉会員及び第6条の第2項は、平成23年6月16日から施行する。

**一般社団法人日本ケアマネジメント学会**  
**認定ケアマネジャー認定規則細則**

(認定ケアマネジャー対象者)

第1条 認定ケアマネジャー制度は、当分の間、法の定める介護支援専門員の資格を有する者で、認定ケアマネジャーの資格を得ようとする者のうち、規則（本則）第2章第4条に該当するものを対象とする。

(認定ケアマネジャー資格申請に必要な実績)

第2条 認定ケアマネジャーの資格を申請する者は、次表の各区分に定める実績点数の合計が15点以上に達していなければならない。

区 分	一般参加	講演、シンポジスト、研究発表、事例提供等
①本学会主催の学会大会	5点	10点
②本学会主催もしくは他団体と共催の研修会、講習会、講演会、シンポジウム等	5点	10点
③本学会が承認するケアマネジメントに関する各種研修会、講演会、シンポジウム、フォーラム等	5点	10点
④本学会が承認する他学会	2点	5点
⑤ケアマネジメントのに関する論文、著書	10点	

2 合計点数のうち5点は本学会主催の学会大会への参加によるものでなければならぬ。

3 上記項目中「本学会の承認する」とあるのは、本学会理事会においてケアマネジャーの研修として適切と判断されたものをいい、資格申請者の申請に応じて理事会において審議を行う。

(申請に必要な書類)

第3条 認定ケアマネジャーの資格を申請するものは次の書類を提出しなければならない。

- (1) 認定ケアマネジャー資格申請書
- (2) 介護支援専門員登録証明書（写し）
- (3) 実務経験証明書
- (4) 第2条（申請要件）に定める実績を証明する諸書類
  - ① 本学会主催の学会大会参加証、また講演、シンポジスト、研究発表等の場合は

プログラム（抄録集）の写し。

② 本学会主催もしくは共催の研修会等、本学会の承認するケアマネジメントに関する研修会等、本学会の承認する他学会等についてはその参加証もしくは参加領収証、これらにおいて講演、シンポジスト、事例提供等を行った場合についてはプログラム（抄録集）の写し。

③ ケアマネジメントに関する論文、著書等についてはその別刷りもしくはコピー。

(5) ケアマネジャーとして担当している、または担当した事例20例の一覧表。形式は本学会指定のものによる。

(6) 上記担当事例のうち3例の事例報告。形式は本学会の規定による。

(7) 6の3例にかかる「居宅サービス計画書」。形式は本学会の規定による。

(書類審査)

第4条 第3条の書類に基づき認定委員会において資格試験受験資格の有無が判定され、申請者に通知される。

(資格試験)

第5条 第4条の書類審査にて受験資格を認められた者について、試験委員による資格試験を行う。

(認定証の交付)

第6条 第5条の資格試験に合格した者について、理事会の議を経て理事長により認定ケアマネジャーの認定がなされ、認定証が交付される。

## 補 則

第1条 本細則は、平成15年5月30日から施行する。

第2条 本細則第3条の第4号「都道府県介護支援専門員協議会もしくはこれに相当する団体の会員であることを証明する書類」を削除する一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

## 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会

### 認定ケアマネジャー資格更新細則

(認定ケアマネジャー対象者)

第1条 認定ケアマネジャー資格は、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー制度規則第5章(資格の喪失)第13条の各号に該当せず、かつ以下の要件を充たした場合に更新できる。

(認定ケアマネジャー資格更新に必要な実績)

第2条 認定ケアマネジャー資格の認定又は更新をう次表に示す学術大会(学会)、研修会等への参加、研修活動等の実績点数が合計30点以上であること。

区 分	一般参加	講演、シンポジスト、研究発表、事例提供等
① 本学会主催の学術大会	10	15
② 本学会主催若しくは他団体と共催の研修会、講演会、シンポジウム等	5	10
③ 本学会が承認するケアマネジメントに関する各種研修会、講演会、シンポジウム、フォーラム等	5	5
④ 本学会が承認する他学会	5	5
⑤ ケアマネジメントに関する論文(事例研究論文を含む)、著書	10	10
⑥ 都道府県が実施する義務研修(実務研修、基礎研修、専門研修、更新研修、再研修)の講師等		5

注1) 表中③の「本学会が承認する」とあるのは、認定ケアマネジャー資格更新のための実績として承認することをいう。

注2) 本学会が承認する他学会には、例示すれば次のようなものがある。

なお、老年学会合同大会の場合には、本学会学術大会参加点数に他学会の参加点数を加えることはできない。

#### 1. 「日本老年学会」加盟学会

日本老年医学会、日本老年社会科学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会、日本老年看護学会

#### 2. 上記以外の他学会(アイウエオ順)

【ア】日本医療社会事業学会 【カ】日本介護学会、日本介護経営学会、日本介護福祉学会、日本家族看護学会、日本家族研究療法学会、日本家族社会学会、日本看護科学学会、日本看護協会学会分科会(老年、精神、地域)、日本看護研究学会、日本教育心理学会、日本健康心理学会、日本言語聴覚士学会、日本公衆衛生学会、

日本高齢者虐待防止学会、日本コミュニケーション障害学会【サ】日本在宅ケア学会、日本作業療法士学会、日本社会福祉学会、日本社会福祉士学会、日本心理臨床学会、日本精神神経学会、日本精神保健看護学会、日本精神保健福祉士学会、日本ソーシャルワーク学会【タ】日本地域看護学会、日本地域福祉学会【ナ】日本認知症学会、日本認知症ケア学会【ハ】日本発達心理学会、日本プライマリ・ケア学会、日本保健医療行動科学学会、日本保健医療社会学会、日本保健福祉学会【ラ】日本理学療法士学会、日本リハビリテーション医学会、日本リハビリテーション看護学会、日本老年行動科学学会

この他の学会については、資格更新時の申請に応じて審議を行う。

注3) ケアマネジメントに関する論文・著書は、団体等の紀要、報告書、情報提供のためのパンフレット等を除く。

注4) 講師担当実績については、証明できる書類（講師氏名の掲載されているプログラム、主催団体による証明書等）を提出すること。

（更新手続き）

第3条 資格の更新手続きは、学会の資格更新に関する通知に示された期間内に、次の書式及び審査料を添えて行わなければならない。特別の理由無く更新手続き期間を過ぎた場合は資格の更新はできない。

1 認定ケアマネジャー資格更新申請書

2 実績を証明できる次のような証明書類

(1) 学術大会、学会、研修会等の発行する参加証明書若しくは参加費領収書等(写)

(2) 講演、シンポジウム、研究発表等を行った場合には、プログラム・抄録集などの表紙と申請者の氏名の掲載されている頁の写し

(3) ケアマネジメントに関する論文(表紙)の写し、著書の場合は表紙と執筆分担箇所  
のタイトルが分かる目次又は執筆者一覧頁等の写し。研修講師の場合は、講師依頼書の写し、又は日時、担当科目(タイトル)、主催者が掲載されている頁の写し。

(4) 更新審査料(別に定める)

（資格更新の決定）

第4条 資格更新の決定は、資格更新の申請に応じ、認定ケアマネジャー資格認定委員会において審査し、理事会の議を経てその可否を理事長から申請者に通知する。

（資格更新登録）

第5条 資格更新を承認されたときは、別に定める登録・認定証料を学会に納め再登録をしなければならない。

(再登録の認定証交付)

第6条 認定証は、再登録手続きの完了後に交付される。

(更新資格の有効期間)

第7条 更新された資格の有効期間は、更新前有効期間終了日に続く5年間とする。

#### 補則

第1条 第13条第3項の更新審査料は、2,000円、第5条の登録・認定証料は3,000円とする。

第2条 本細則は、平成16年4月1日から施行する。

第3条 第2条第2項削除及び本学会主催の学術大会「一般参加」10点の改正は、平成21年12月1日から施行する。

第4条 (1) 第2条表⑤「論文(事例研究論文を含む)」の( )書き挿入及び「⑥」を加え、注2)に示す本学会が承認する他学会の例示を28学会追加する。

また、従来の注4)を現行に置き換える。

(2) 第3条の2の(3)に「執筆分担箇所のタイトル」及び「研修講師の場合は、講師依頼書の写し、又は日時、担当科目(タイトル)、主催者が掲載されている頁の写し。」を挿入する。

上記(1)及び(2)については、平成23年6月1日から施行する。

第5条 第2条表④の「一般参加」5点の改正は、平成24年4月1日から施行する。

一般社団法人 日本ケアマネジメント学会  
平成24年度認定ケアマネジャー資格認定要領

1. 申請資格

申請資格は、次の各項の要件を満たす者としてします。

- (1) 介護支援専門員の資格を有する者
- (2) 本学会会員で、平成22年6月30日までに入会し、会員として承認されている者（継続2年以上の学会員）

ただし、平成22年7月1日以降に入会され会員歴2年に満たない場合には、次の(3)項による非会員として受験することができます。

- (3) 本学会非会員にあつては、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターにおけるケアマネジャーとして平成24年7月31日現在で3年以上実務に従事している者又は通算3年以上の実務経験を有する者

なお、現在のところ介護保険施設等のケアマネジャーは、本認定資格申請の対象になっておりませんので、ご留意下さい。ただし、居宅での3年以上の実務経験者を除きます。

2. 申請手続き

申請手続きは、次のとおりです。

- (1) 学会ホームページより申請書類を印刷できます。学会事務局に申請書類を請求する場合は、送付先住所・氏名を明記した返信用封筒（A4サイズ）に240円の切手を貼付し、申請書類実費として200円の切手を同封してください。
- (2) 受験申請書の受付期間は、平成24年6月25日から7月31日（必着）までとします。
- (3) 申請に必要な書類は次のとおりです。

なお、「認定ケアマネジャー認定規則細則」第2条の実績点数及び第3条(4)の①、②、③に定める諸書類については、今回は免除です。

- 1) 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー試験個人票
- 2) 認定ケアマネジャー資格申請書……………【様式1】
- 3) 介護支援専門員登録証明書（写し）もしくは、介護支援専門員証（写し・期限の記入のあるもの）……………【様式2】
- 4) 実務経験証明証（非会員で受験の方は通算して3年間（36ヶ月）以上の証明が必要）……………【様式3】
- 5) 担当事例数及び担当事例1覧（20例以上）……………【様式4-1. 2】
- 6) 事例一覧のうち下記に該当する事例概要3例
  - ア 事例概要1（要支援～要介護1・2の事例から1例）……………【様式5-1-①②③】
  - イ 事例概要2（要介護3・4・5の事例から1例）……………【様式5-2-①②③】
  - ウ 事例概要3（認知症を主とした事例から1例）……………【様式5-3-①②③】



ただし、地域包括支援センターに属するケアマネジャーの場合には、介護予防事例又は過去に担当した介護事例とし、介護予防事例においては、所属する市町村指定の様式で提出できます。

- 7) 前記6)の3事例概要にかかる「居宅サービス計画書(1)、(2)」・【様式6-①②】  
(注1) 3事例のうちいずれか1事例について、当該事例のアセスメントを行ったアセスメント票(所属事業所で使っている様式)を添付してください。ただし、アセスメント票の提出があった事例以外の事例についても、口頭試験で質疑が行われます。  
(注2) 事例の概要・アセスメント票の内容について、個人が特定されるような情報については、イニシャルではないアルファベットなどの記号を用いてご記入下さい。

(4) 申請書提出部数

申請書類は、上記(3)の申請書類の正本1部を1セットにして、正本の写し3部をクリップで留めて提出してください。(ホチキス留めはしないでください。)

【送付先】〒160-0003 東京都新宿区本塩町12 四谷ニューマンション206  
一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 事務局

### 3. 申請後の手順

(1) 申請書類審査

申請書類審査は、平成24年8月10日開催の「認定ケアマネジャー資格認定委員会」において資格条件を充たしているかどうかを審査します。

(2) 申請書類審査結果(受験資格の有無)の通知

申請書類審査の結果通知は、各申請者に対して平成24年9月上旬頃までに通知します。

なお、受験資格「有り」とされた方には、受験会場、時刻等の詳細を同通知にてお知らせします。

(3) 口頭試験の実施

口頭試験の実施は、次の日程で認定ケアマネジャー試験委員による口頭試験を行います。

**口頭試験実施時期** 平成24年11月23日(金)～24日(土)

**口頭試験実施会場** 「東医健保会館」(東京都新宿区南元町4)

(4) 試験合否判定

口頭試験合否判定は、試験終了後に開催する認定ケアマネジャー資格認定委員会及び試験委員会・合同会議において判定し、11月下旬開催予定の理事会で合否を決定した後、各受験者に郵送で通知します。なお、電話等での合否のお問い合わせには一切応じておりません。

(5) 認定ケアマネジャーの登録

認定資格の登録は、上記合格者で登録手続きを完了した方から順次、認定ケアマネジャーとして登録を行い認定証を交付します。認定資格の有効期間は、平成24年4月1日から5年間となります。

4. 申請等に必要な費用

申請から認定証交付までに必要な費用は、次のとおりです。

(1) 本学会会員歴2年以上の場合

- 1) 書類審査料 7,000円(申請書類提出時に払込み)
- 2) 口頭試験料 25,000円(受験資格の通知後に該当者のみ払込み)
- 3) 登録・認定証料 8,000円(口頭試験合格者のみ払込み)

(2) 非会員及び(1)以外の学会員の場合

- 1) 書類審査料 10,000円(申請書類提出時に払込み)
- 2) 口頭試験料 35,000円(受験資格の通知後に該当者のみ払込み)
- 3) 登録・認定証料 12,000円(口頭試験合格者のみ払込み)

5. 審査料等の払込要領

審査料等の払込は、郵便振替用紙(青色)に下記事項を記入の上、それぞれ上記4の(1)及び(2)の( )書きに指定しました時期に、郵便局からお振込ください。

■ 口座番号： 00180-0-0499364

■ 加入者名： 日本ケアマネジメント学会認定審査

\* 日本ケアマネジメント学会会員の方は通信欄に**学会会員番号**を必ずご記入ください。

**日本ケアマネジメント学会**  
**平成 24 年度認定ケアマネジャー資格更新要領**

**1 更新申請の対象者**

更新申請の対象者は、「認定ケアマネジャー資格更新細則」（以下「更新細則」という。）の第 1 条及び第 2 条に定める次の各項の要件を満たす方とします。

- (1) 「認定ケアマネジャー制度規則」第 13 条各号に定める資格の喪失に該当しない方。  
（更新細則第 1 条・・・以下カッコ内に示す条文は更新細則の条文です。）
- (2) 更新細則第 2 条に示す実績点数表（以下「実績点数表」という。）の合計点数が 30 点以上を必要とします。（第 2 条）

**2 更新申請の受付期間**

更新申請の受付期間は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までです。

**3 更新申請に必要な書類と手続き**

更新申請に必要な書類は、次のとおりです。なお、この書類は学会ホームページからプリントアウトもできます。

- (1) 認定ケアマネジャー認定資格更新申請書 【様式 1】
- (2) 実績の内容 【様式 2—①、②、③、④、⑤、⑥】  
実績の内容の様式には、上記（1）に定める申請書「認定ケアマネジャー資格更新細則第 2 条に基づく実績」の区分毎に取得された点数に係る研修会等への参加、発表、論文執筆、講師等の内容を記入して下さい。
- (3) 実績を証明する書類（様式に貼付又は綴じ込み）【様式 3—①、②、③、④、⑤、⑥】  
実績点数の裏付けとなる書類とは、更新細則第 3 条の 2 号①から③に示す参加証明書等を云い、次の要領でご提出下さい。  
ア 学術大会、学会、研修会等に参加した実績の場合は、主催者の発行する参加証明書若しくは参加費領収書等（コピーでも差し支えないこと。）とします。  
イ 講演、シンポジウム、研究発表等を行った実績の場合は、プログラム及び抄録集などの表紙と申請者本人の氏名の掲載されているページのコピーを同封して下さい。  
ウ ケアマネジメントに関する論文発表の場合は、全文のコピーとし、著書の場合は、表紙と申請者本人の執筆が分かる目次又は執筆者一覧ページのコピーを同封して下さい。  
エ 都道府県が実施する義務研修の講師等の実績の場合は、都道府県の講師等依頼書の写し、又は日時、担当科目、タイトル、主催者が掲載されている頁の写しを同封してください。

#### 4 提出部数及び送付先

資格更新に必要な提出部数及び送付先は、本文1部を学会事務局に送付して下さい。

【送付先住所】〒160-0003 東京都新宿区本塩町12 四谷ニューマンション206号  
一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 事務局

#### 5 実績点数に関する留意事項等

(1) 実績点数表の④欄の「本会が承認する他学会」とは、例示すると次のような学会が該当します。(アイウエオ順)

【ア】日本医療社会事業学会【カ】日本介護学会、日本介護経営学会、日本介護福祉学会、日本家族看護学会、日本家族研究療法学会、日本家族社会学会、日本看護科学学会、日本看護協会学会分科会(老年、精神、地域)、日本看護研究学会、日本教育心理学会、日本健康心理学会、日本言語聴覚士学会、日本公衆衛生学会、日本高齢者虐待防止学会、日本コミュニケーション障害学会【サ】日本在宅ケア学会、日本作業療法士学会、日本社会福祉学会、日本社会福祉士学会、日本心理臨床学会、日本精神神経学会、日本精神保健看護学会、日本精神保健福祉士学会、日本ソーシャルワーク学会【タ】日本地域看護学会、日本地域福祉学会【ナ】日本認知症学会、日本認知症ケア学会【ハ】日本発達心理学会、日本プライマリ・ケア学会、日本保健医療行動科学学会、日本保健医療社会学会、日本保健福祉学会【ラ】日本理学療法士学会、日本リハビリテーション医学会、日本リハビリテーション看護学会、日本老年行動科学学会

なお、当学会が2年に1回、老年学会との合同開催として実施する研究大会の場合には、日本老年学会に加盟する学会に参加しても実績点数として加えることはできません。(第2条の注2)

また、上記例示以外の学会参加を実績として認められるかどうかの判断については、資格認定委員会に於いて審議を行い決定します。(同条の注2)

(2) 実績点数表の⑤欄の「ケアマネジメントに関する論文、著書」については、団体等の紀要、報告書、情報提供等のためのパンフレット等は認められません。(同条の注3)

(3) 講演、研究発表及び論文、著書等について共同で行った場合は、講演者、研究発表者の別なく同点数とします。

(4) 申請書提出に際し、実績として判断し難いときは、資格認定委員会に於いて審議を行いますので、事務局まで照会して下さい。(同条の注4)

なお、事務局に照会する時間的余裕がないなどの特別の場合には、同委員会において審議しますので参加された全ての研修会等をご記入の上提出して下さい。

#### 6 認定更新審査

(1) 審査は、資格認定委員会に於いて行います。(第4条)

(2) 審査は、認定ケアマネジャー認定試験と同時期(平成24年11月23日・24日)に実

施します。

- (3) 審査結果の通知は、理事会の承認を経て12月頃に理事長から本人に通知します。(第4条)

## 7 資格更新登録と認定証の交付

資格更新が承認されたときは、審査結果通知に同封しました払込取扱票により、更新審査料2,000円及び登録認定証料3,000円を郵便局から学会にお支払い下さい。(第5条)

学会は、この手続きを確認した上で認定ケアマネジャーとして更新登録を行い、認定証の交付を行います。(第6条)

## 8 更新後の有効期間

更新後の有効期間は、更新前有効期間終了日に続く5年間とし、認定証に明示します。(第7条)

## 9 更新審査料及び、登録認定証料の払込み期限

更新審査料及び登録認定証料の払込は、平成25年2月末日までにお振り込み下さい。なお、払込取扱票の通信欄に学会会員番号をご記入ください。

# 各年度末現在の会員数の推移

平成24年5月1日現在

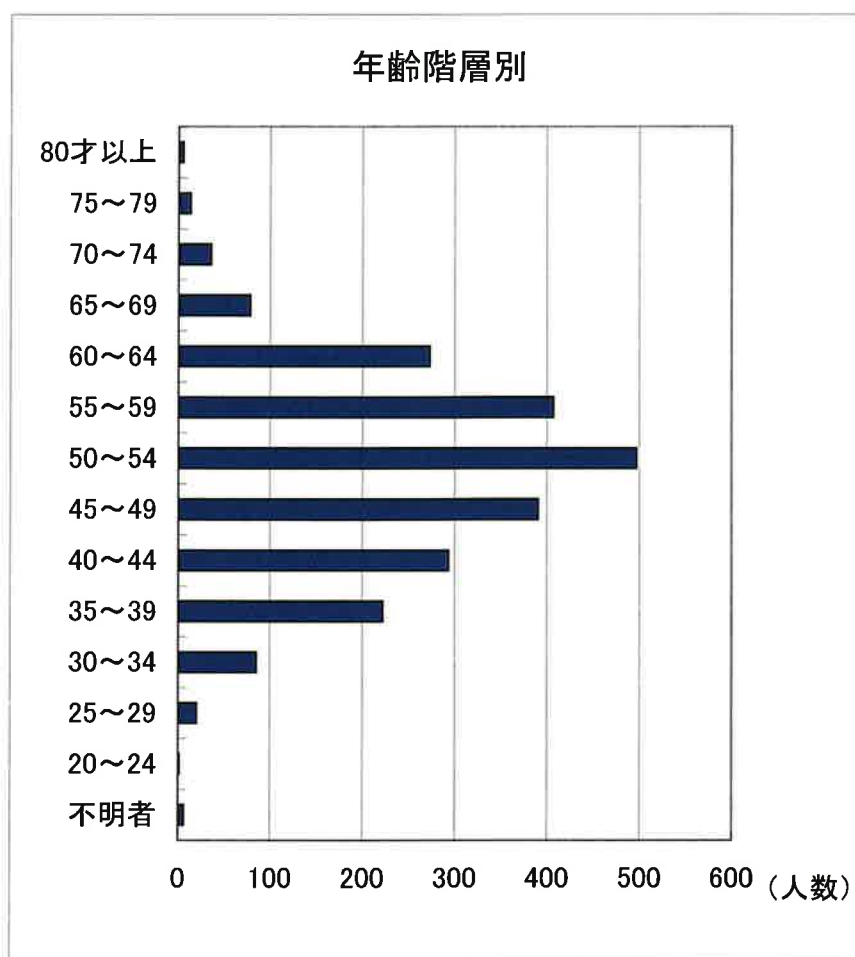
区分	入会	退会	区分変更	計	累計
平成13年度～18年度 13.7.14～19.3.31	正会員	3192	△ 610	5	2587
	学生会員	85	△ 16	△ 5	64
	賛助会員	9	△ 4	0	5
	計	3286	△ 630	0	2656
平成19年度 19.4.1～20.3.31	正会員	298	△ 398	1	△ 99
	学生会員	9	△ 5	△ 1	3
	賛助会員	1	0	0	1
	計	308	△ 403	0	△ 95
平成20年度 20.4.1～21.3.31	正会員	187	△ 297	△ 1	△ 111
	学生会員	13	△ 6	1	8
	賛助会員	0	△ 2	0	△ 2
	計	200	△ 305	0	△ 105
平成21年度 21.4.1～22.3.31	正会員	268	△ 431	△ 1	△ 164
	学生会員	21	△ 12	1	10
	賛助会員	1	0	0	1
	計	290	△ 443	0	△ 153
平成22年度 22.4.1～23.3.31	正会員	202	△ 273	6	△ 65
	学生会員	16	△ 5	△ 6	5
	賛助会員	0	0	0	0
	計	218	△ 278	0	△ 60
平成23年度 23.4.1～3.31現在	正会員	183	△ 206	12	△ 11
	学生会員	12	△ 4	△ 12	△ 4
	賛助会員	0		0	0
	計	195	△ 210	0	△ 15
平成24年度24. 5.1現在	正会員	102	△ 8	6	100
	学生会員	8	0	△ 6	2
	賛助会員	0		0	0
	計	110	△ 8	0	102
合計	正会員	4432	△ 2223	28	2237
	学生会員	164	△ 48	△ 28	88
	賛助会員	11	△ 6	0	5
	計	4607	△ 2277	0	2330

## 2.会員の状況(平成24年5月1日現在)

2012.5.1現在正会員及び学生会員(賛助会員を除く)

### (1)年齢階層別内訳

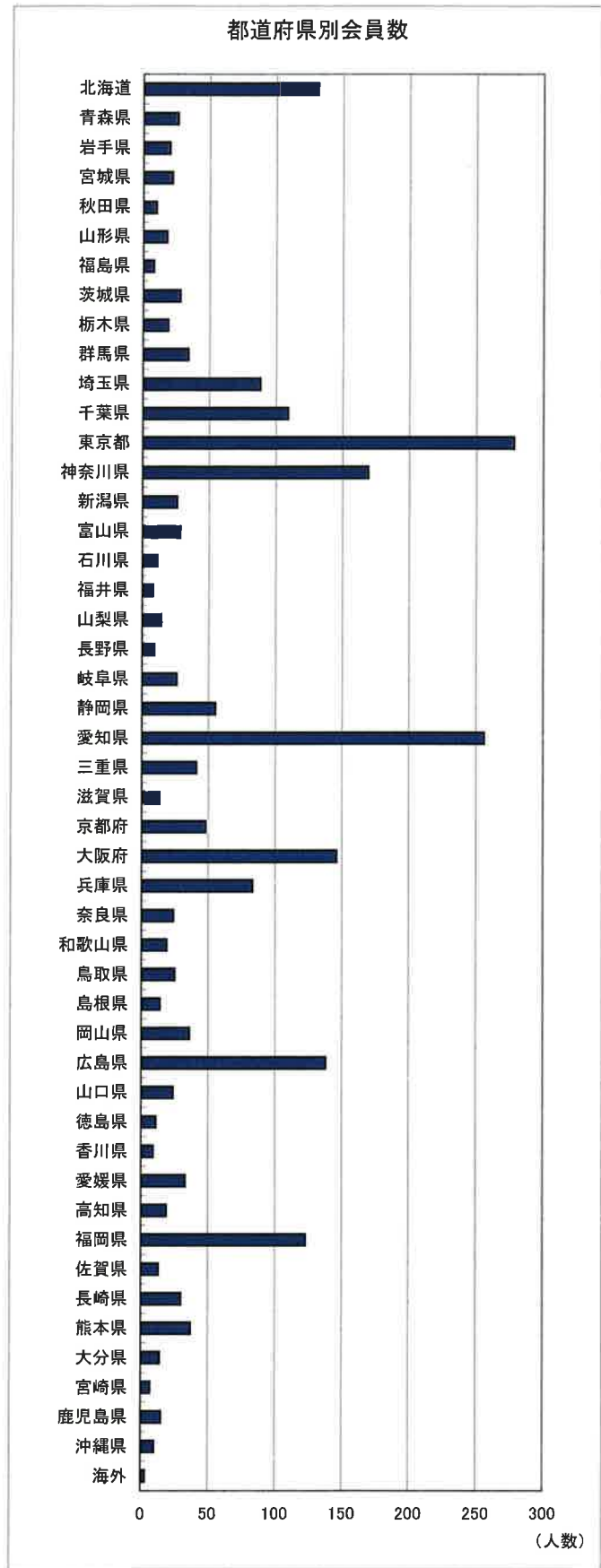
年齢	人数	割合
80才以上	6	0.3%
75～79	12	0.5%
70～74	29	1.2%
65～69	64	2.7%
60～64	244	10.4%
55～59	382	16.3%
50～54	500	21.3%
45～49	413	17.6%
40～44	306	13.1%
35～39	254	10.8%
30～34	101	4.3%
25～29	25	1.1%
20～24	2	0.1%
不明者	5	0.2%
計	2343	100.0%



(2)都道府県別内訳

都道府県名	人数	認定ケアマネジャー
北海道	145	51
青森県	26	5
岩手県	22	6
宮城県	19	0
秋田県	10	4
山形県	18	8
福島県	9	1
茨城県	30	6
栃木県	20	7
群馬県	35	7
埼玉県	97	12
千葉県	115	24
東京都	285	54
神奈川県	165	33
新潟県	24	11
富山県	30	10
石川県	15	3
福井県	9	0
山梨県	8	3
長野県	10	2
岐阜県	27	10
静岡県	52	15
愛知県	258	109
三重県	41	11
滋賀県	17	4
京都府	48	8
大阪府	144	32
兵庫県	86	21
奈良県	24	6
和歌山県	20	6
鳥取県	26	8
島根県	12	4
岡山県	37	8
広島県	114	36
山口県	23	3
徳島県	9	3
香川県	11	3
愛媛県	33	10
高知県	20	4
福岡県	121	42
佐賀県	16	4
長崎県	30	8
熊本県	37	6
大分県	14	2
宮崎県	5	1
鹿児島県	13	2
沖縄県	11	2
海外	2	0
計	2343	615

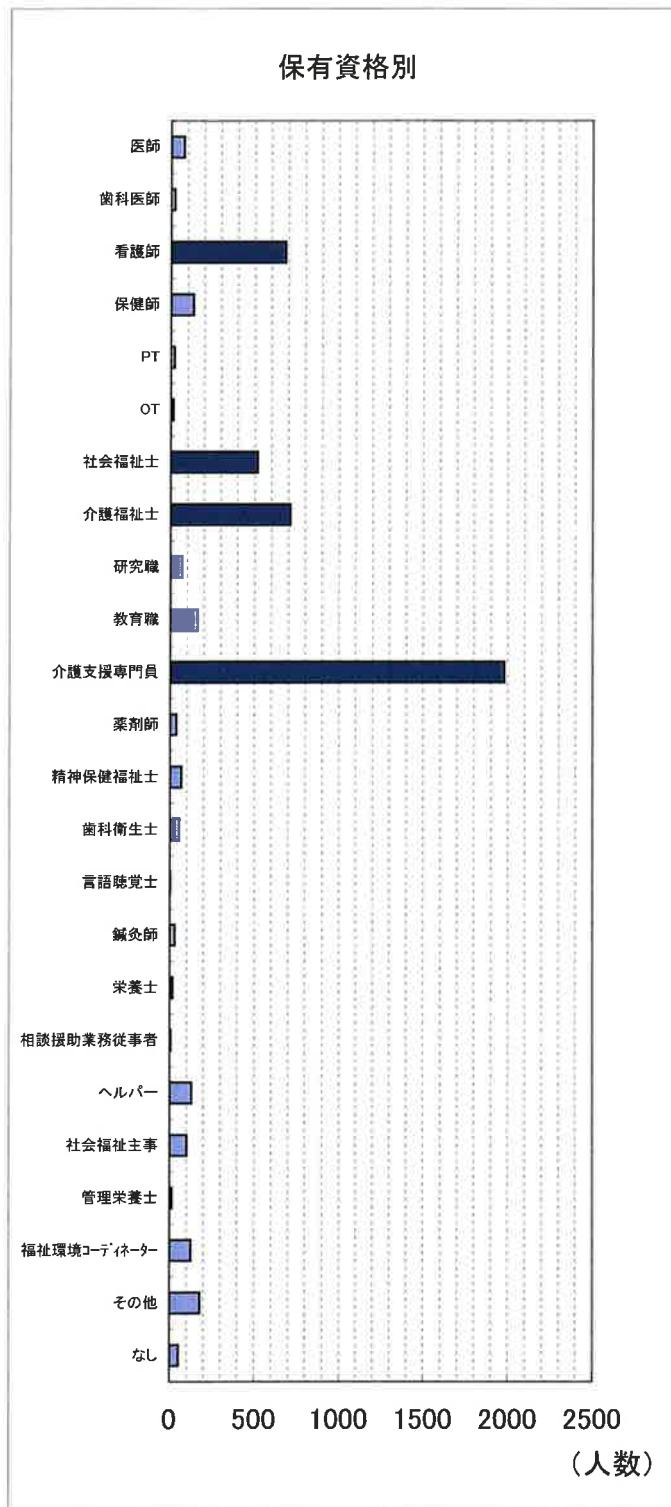
\*認定ケアマネジャー数は再掲で、20年度合格者を含み、非会員を除く





(3)資格保有状況(複数保有あり)

資格	人数	割合
医師	81	1.6%
歯科医師	20	0.4%
看護師	681	13.2%
保健師	131	2.5%
PT	20	0.4%
OT	10	0.2%
社会福祉士	495	9.6%
介護福祉士	694	13.5%
研究職	75	1.5%
教育職	163	3.2%
介護支援専門員	1988	38.6%
薬剤師	40	0.8%
精神保健福祉士	63	1.2%
歯科衛生士	58	1.1%
言語聴覚士	1	0.0%
鍼灸師	28	0.5%
栄養士	20	0.4%
相談援助業務従事者	4	0.1%
ヘルパー	117	2.3%
社会福祉主事	98	1.9%
管理栄養士	17	0.3%
福祉環境コーディネーター	113	2.2%
その他	187	3.6%
なし	49	1.0%
計	5153	100.0%



一般社団法人

日本ケアマネジメント学会役員名簿

(第1期；平成23年8月10日～平成25年社員総会終結日)

(敬称略・総務担当理事以下理事はアイウエオ順)

区 分	氏 名	所 属 等
理事長	橋本 泰子	大正大学名誉教授
副理事長	白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授
副理事長	竹内 孝仁	国際医療福祉大学大学院教授
副理事長	佐藤美穂子	(財)日本訪問看護振興財団常務理事
理事 (総務担当)	服部万里子	NPO法人 渋谷介護サポートセンター事務局長
理事	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授
理事	遠藤 英俊	国立長寿医療研究センター内科総合診療部総合診療部長
理事	奥田 龍人	NPO法人 シーズネット副理事長
理事	落久保裕之	落久保外科循環器科クリニック院長
理事	亀井 智子	聖路加看護大学教授
理事	佐々木栄子	和歌山県立大学看護学研究科程特任教授
理事	白木 裕子	株式会社 フジケア副社長
理事	関田 康慶	東北福祉大学健康科学部医療経営管理学科教授
理事	高砂 裕子	(社)南区医師協会 居宅介護支援センター管理者
理事	田中 滋	慶應義塾大学大学院教授
理事	野中 猛	日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授
理事	橋本 正明	社会福祉法人 至誠学舎立川常務理事・至誠ホーム長
理事	福富 昌城	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授
理事	堀尾 慎彌	(医)社団 堀尾会 理事長
理事	前沢 政次	京極町国民健康保険病院医師
監事	多田 哲夫	多田哲夫会計事務所長
監事	村尾 俊明	日本社会福祉士相談役

(注) 平成24年6月1日現在

別紙 23. 8. 10 平成 23 年度代議員名簿 (任期;平成 27 年度社員総会まで) (アイウエオ順 敬称略)

No.	氏名	会員番号	勤務先
1	伊藤 光保	579	内科伊藤医院
2	内田恵美子	460	(株) 日本在宅ケア教育研究所
3	太田 秀樹	443	介護老人保健施設 生き倶楽部
4	岡田 喜篤	449	川崎医療福祉大学
5	岡田 進一	398	大阪市立大学大学院 生活科学研究科
6	奥田亜由子	466	日本福祉大学大学院
7	奥西 栄介	388	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科
8	香川幸次郎	461	岡山県立大学 保健福祉学部
9	加瀬 裕子	467	早稲田大学 人間社会科学部 健康福祉科学科
10	片山 壽	56	片山医院
11	金井 一薫	126	日本社会事業大学
12	金田 弘子	438	(医) もりもと 森本外科・脳神経外科医院
13	神谷 良子	414	特定非営利活動法人 神戸ライフ・ケア協会
14	神崎 浩之	439	神崎社会福祉士事務所
15	佐藤 咲恵	437	陸前高田市 地域包括支援センター
16	篠田 道子	462	日本福祉大学 社会学部
17	柴尾 慶次	87	(福) 南海福祉事業会 フィオーレ南海
18	柴口 里則	604	(株) グリーンケア
19	柴山志保美	173	杏林大学保険学部看護学科 看護養護教育学専攻
20	島村八重子	548	全国マイケアプラン・ネットワーク
21	清水 洋子	447	東京医科歯科大学
22	高玉 真光	464	老年病研究所付属病院
23	武内千枝美	1267	居宅介護支援事業所 くぼかわ
24	田高 悦子	3579	横浜市立大学 医学部 地域看護学
25	手島 陸久	777	日本社会事業大学 社会福祉学部
26	長安つた子	456	浅口市役所 高齢者支援課
27	西元 幸雄	700	(福) 青山里会 第2小山田特別養護老人ホーム
28	野中 博	442	(医) 博賢会 野中医院
29	濱田 和則	93	(福) 門真晋栄福祉会
30	林 和美	450	国際医療福祉大学
31	廣部すみえ	455	
32	福島 道子	444	国際医療福祉大学保険医療学部 看護学科
33	益田雄一郎	237	(財) 岐阜健康管理センター
34	松永喜久恵	465	(株) そうりんライフサポート
35	水下 明美	374	(株) ナイスケア
36	山崎きよ子	457	九州保健福祉大学 社会福祉学部
37	山崎 弘子	1062	ライフクリエイティブオフィス (株)
38	山田 圭子	185	前橋市地域包括支援センター西部
39	吉谷 敬	981	(福) 北叡会
40	渡辺 光子	468	日本認知症コミュニケーション協議会